

交規第385号
令和2年10月20日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

ロケ撮影に伴う道路使用許可申請手続等の円滑化の推進について

地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、これまで、道路使用許可手続等が円滑に行われるよう配意した運用を行うとともに、事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進しているところである。

イベント等のうち、ロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）については、これを誘致することにより、地域の魅力が広く発信され、観光客の増加等により地域経済の活性化に資するなど、様々な効果が見込まれる一方、ロケ撮影に伴い必要となる各種許認可に係る手続が円滑に行われる上で課題があるとの指摘もあることを踏まえ、今般、内閣府を中心とする関係省庁において、ロケ撮影に関する許認可手続の更なる円滑化を図るため、ロケ撮影を円滑に行う上で必要な情報、取り組むべき事項、留意すべき事項等を示した「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。別添1参照）が取りまとめられた。

ガイドラインのうち、交通警察に関する部分の概要やこれに伴う交通警察の対応上の留意事項は以下のとおりであることから、本通達及びガイドラインの内容について、各種の教養の機会を活用するなどにより、ロケ撮影に係る道路使用許可の事務に従事する第一線の職員に至るまで十分に浸透させるとともに、引き続き、地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配意されたい。

記

1 ガイドラインの概要

(1) ロケ撮影・誘致の目的・効果（第2章関係）

ロケ撮影・誘致の目的・効果として、特定の民間事業者の利益にとどまらず、公益的要素があり、具体的には、雇用創出等を通じた経済効果・地域振興、映像産業の人材育成・技術底上げ等の産業振興、日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じたインバウンドの促進につながるとされた。

(2) FC等においてロケ撮影の円滑な実施に当たって取り組むべき事項（第3章関係）

ロケ撮影の円滑化を図るためにFC等が必要な情報の共有や関係者間の調整（合意形成）のハブになることが期待されることから、各地方公共団体に設置されている

FC等は、以下の項目に取り組むべきとされた。

ア FC等への情報の集約と制作者等に対する情報の共有

制作者等による許認可等情報の把握を効率化するため、FC等にロケ撮影に必要な情報（各地域のイベント、工事等の情報を含む。）を集約させ、制作者等に対して必要な情報の共有を図ること。

イ 制作者等への適切な支援

制作者等への適切な支援として、ロケ地に関する情報等の提供や助言を行うとともに、ロケ撮影を円滑に行うには地方公共団体や地域住民等の関係者との合意形成を図ることが必要であるため、制作者等に対して広報周知の方法について助言するほか、FCが主体となって地方公共団体や地域住民等にロケ撮影について説明し、関係者間の調整を行うこと。

(3) 許認可権者においてロケ撮影の円滑な実施に向けて求められること（第4章関係）

ロケ撮影に伴い必要となる許認可の権限を有する者が取り組むべき事項として、制作者等からの相談に対しては、許認可制度の正確な説明を行うとともに、申請に係る行為を実現するための前向きな提案や代替案の提示等を行い、相談者の立場に立った丁寧な対応に努めるとともに、効率的な手続の実施による円滑化のため、複数の管轄地域にまたがる許認可等を要する場合には、許認可権者間での連携や上位の行政庁等による支援等を行うなどとされた。

(4) ロケ撮影において制作者等が留意すべき事項（第5章関係）

ロケ撮影を円滑に行うには、制作者等においても適切にロケ撮影を実施する必要があり、制作者等が留意すべき事項として、地域住民からの苦情を防止するなどの観点から、許可範囲外での撮影行為、撮影時間の延長等を慎み、許可条件等を遵守したロケ撮影の実施が必要とされた。

2 交通警察の対応上の留意事項

(1) FC等による情報の一元化への協力

上記1(2)アのとおり、FC等は、ロケ撮影に必要な許認可情報を集約し、制作者等と共有することが求められている。そのため、FCが同情報を集約すべく、警察署等に対してイベント、工事等の具体的な道路の利用状況等について問合せがあった場合は、個人情報等に留意しつつ、道路使用の場所及び区間、期間等について適切に回答すること。

(2) FCとの積極的な連携

FCには、関係機関との事前調整や地域住民等の関係者との合意形成において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、特に映画等の大規模なロケ撮影については、FCと緊密に連携し、必要な情報の共有を行うとともに、関係者間の調整を促すほか、制作者等にもFCと連携して各種調整に取り組むことにより円滑に手續が行われる旨を教示するなど、制作者等とFCとの連携を促進すること。

(3) 事前相談における適切な助言

上記1(3)を踏まえ、制作者等のロケ撮影の実施主体から事前相談がなされた場合であって、その内容からは直ちに許可できないときであっても、円滑な手續で安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、ロケ撮影の実

施主体等と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、例えば、交通への影響が甚大な場所に替えて、具体的な代替場所を提示したり、時期や時間帯によって交通量が増加する道路であっても、時期等を変更することにより交通への影響を低減することが可能な場合には、具体的な日や時間帯の代替案を提示したりするなど、前向きな提案や代替案の提示等の適切な助言、情報提供等を行うこと。

特に、従前から道路使用許可をしていない、道路使用の前例がないなどの理由から一律に道路使用許可をしないことのないよう、各警察署において道路使用許可に係る事務を担当する職員に至るまで、本留意事項の周知を徹底すること。

なお、ガイドラインには、各都道府県警察本部の道路使用許可担当が問い合わせ先として掲載されているため、交通規制課においては事前相談等の連絡に適切に対応すること。

(4) 地域住民等の関係者との合意形成の方法に関する助言

ロケ撮影のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、ロケ撮影の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、地元自治体、公共交通機関の事業者、付近の学校関係者等を交えた合同説明会を実施したり、地域住民等に対する協力依頼文を配布したりするなどにより、円滑に合意形成がなされた事例を紹介するなど、ロケ撮影の内容や地域の特性を踏まえつつ、合意形成に必要な十分な方法について助言、情報提供等を行うこと。

また、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場が設置される場合は、オブザーバーとして積極的に協議の場に参加し、交通管理の観点から適切な情報提供を行うこと。

(5) ロケ撮影が複数の警察署の管轄地域にわたる場合の措置

上記1(3)を踏まえ、複数の警察署が関係する大規模なロケ撮影については、事前に交通規制課がFCからロケ撮影の内容等について説明を受け、関係警察署に対して情報提供を行うとともに、その内容、規模等について指導・助言を行うこと。

また、必要に応じて申請者と警察署の協議に交通規制課も参加し、必要な調整を行うことにより、円滑に手続が行われるよう努めるとともに、警察署間で取扱いに不合理な差が生じることのないようにすること。

(6) 道路占用許可との一括受理事制度の更なる周知

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合については、両許可に係る申請を一括して受け付けることができるについて、更なる周知を図り、申請手続の円滑化を図ること。

(7) その他の留意事項

ア 本通達及びガイドラインの周知徹底

これまで、道路において実施されるイベント等については、事前相談への対応上の留意事項として上記(3)のような内容を示すなど、道路使用許可制度の弾力的な運用や事前相談への適切な対応等について指示してきたところであるが、ガイドラインの策定過程において、そのような運用等が都道府県警察に浸透していないとの声も寄せられているとのことである。

そのため、警察署で道路使用許可に係る事務を担当している職員に対しても、本

通達及びガイドラインの内容等について指導教養を徹底するとともに、大規模なロケ撮影への対応については、確実に警察署から警察本部に報告・相談を行った上で対応するなど、警察署において適切な対応がなされるよう、特段の配意をされたい。

イ 好事例の共有による円滑化の促進

ガイドラインの策定に当たり、警察庁が各都道府県警察にこれまでの対応状況について調査したところ、FCが主体となって活動することにより道路使用許可の手続が円滑に行われた事例や、警察による適切な指導・助言により円滑な手続で安全なロケ撮影が実施された事例が判明しているところであります（別添2参照）、本県警察においても、同様の取組を実施するほか、好事例については関係者間で共有し、更なる許可手続の円滑化に努めること。

ウ 事前相談についての更なる周知

円滑な手続で安全にロケ撮影を実施するには、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効であるため、FCとの連携や製作者等からの問合せにおいてその旨を繰り返し伝達するとともに、必要に応じて道路使用許可に係るホームページにおいて周知するなど、事前相談の重要性・必要性について更なる周知を図ること。

担当 交通規制課 規制第二係

ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン

令和2年8月25日

(内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、文化庁)

目次

第1章 はじめに ······	1
1 本ガイドラインの背景 ······	1
2 新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）拡大による影響とロケ撮影の在り方等について ······	2
3 本ガイドラインにおける用語の定義 ······	3
第2章 ロケ撮影に円滑な実施に当たって目指すべき方向性 ······	4
第3章 J F C／F Cにおいて円滑なロケ撮影の実施に当たって取り組むべき事項 ······	6
1 関係機関との協力体制の強化 ······	6
2 製作者等への適切な支援等 ······	9
第4章 許認可権者においてロケ撮影の円滑な実施に向けて求められること ······	11
1 許認可現場に求められることの周知・浸透や対応の円滑化の要請等 ······	11
2 J F C／F Cへの許認可等情報の共有 ······	11
3 製作者等（申請者）への適切な助言、情報提供や効率的な手続の実施による円滑化 ······	12
第5章 ロケ撮影において製作者等が留意すべき事項 ······	14
1 J F C／F C、許認可権者との連携体制の構築、地域住民への理解 ······	14
2 ロケ撮影において参考となる情報等 ······	14
3 許認可等条件等を遵守したロケ撮影の実施 ······	14
第6章 おわりに ······	16
1 本ガイドラインの改定 ······	16
2 官民間の意見交換 ······	16
3 本ガイドラインの普及 ······	18
<参考資料>	
別添 ロケ撮影が円滑に行われた好事例集	
参考1 J F C／F Cの役割、活動内容について	
参考2 J F C／F Cの連絡窓口	
参考3 ロケ支援依頼書	
参考4 【道路交通法】道路使用許可、制限けん引の許可、制限外積載／設備外積載／荷台乗車に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：警察庁）	
参考5 【道路法】道路占用許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）	
参考6 【道路運送車両法】劇用車の運行に関する自動車の登録制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）	

参考7 【航空法】無人航空機の飛行に関する許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

参考8 【港則法】港内の行事等の許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

参考9 【消防法（条例）】火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為等の届出制度概要、手續等について（所管省庁：消防庁）

参考10 【自然公園法】国立公園等の使用許可、申請手続等について（所管省庁：環境省）

参考11 【消費税法】消費税の申告手続の概要（所管省庁：国税庁）

※本ガイドラインの内容その他口ヶ誘致の施策全般に関する問い合わせ先

内閣府知的財産戦略推進事務局 03-3582-2109

第1章 はじめに

1 本ガイドラインの背景

映像作品は日本の重要なコンテンツであるが、そのロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）の環境改善が課題として指摘されている。またロケ撮影の誘致（以下「ロケ誘致」という。）は、ロケ地の魅力が世界に発信され、地域経済の活性化、映像産業の振興、観光客の増加を含めた様々な効果が見込まれる取組である。諸外国においては、財政的支援制度、許認可等に係る支援体制を整備するなど、特に大型映像作品のロケ誘致に向けた国際的な競争が激化している。日本も海外から撮影の要望が多く寄せられるが、ロケ撮影の手続が円滑に行われる上で課題があり、誘致の機会を逃す原因となっているとの指摘がなされている。

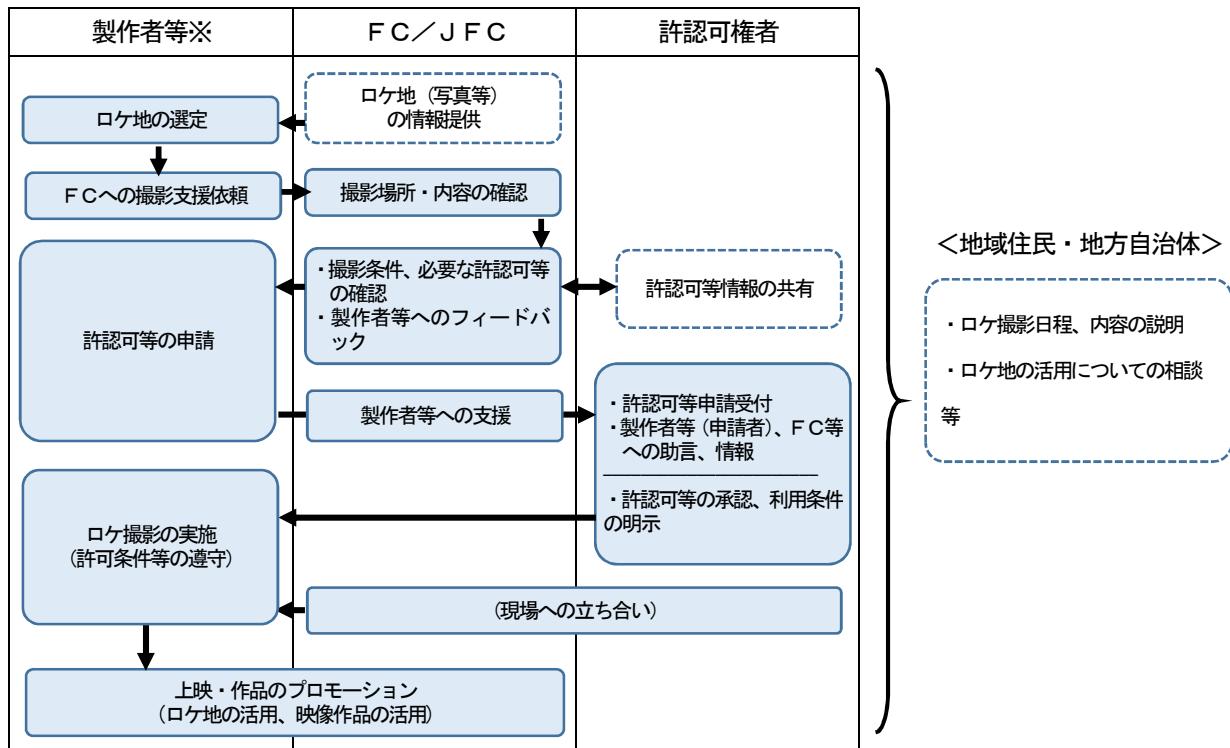
(図1) ロケ撮影の課題（例）

- 許認可省庁の方針が、許認可現場に浸透していない場合がある
- FC (Film Commission) を軸にワンストップでロケ撮影に関する情報が提供されることが期待されているものの、ロケ撮影に関する情報が必ずしも FC に集約化されておらず、撮影現場に対する情報周知が十分なされていない
- JFC (Japan Film Commission) ／FCと地方自治体の連携が十分にできていない場合がある
- 語学力の問題等により、外国大型映像作品のロケ撮影のニーズに対応できる体制が整備されている FC が多くない
- 外国の映像作品については消費税の還付申告ができる場合があるにもかかわらず、消費税の申告手続等が製作者、制作者（以下「製作者等」という。）に周知されていない
- 日本の製作者等が海外製作者等から日本での撮影を受託する際に、撮影内容を十分把握していないため、FCにおいて充分なサポートができない場合がある。

ロケ誘致については、我が國の中長期的な経済成長に寄与する政策として政府一丸となって取り組むことが重要である。ロケ誘致を更に進めるため、関係者が協力し、上記課題の解決を図り、手続の更なる円滑化を図る必要がある。

図1で示すように、一般にロケ撮影においては製作者等、JFC (Japan Film Commission) ／FC (Film Commission) 及び許認可権者が重要な役割を果たしており、ロケ撮影を円滑に実施する上では、これら関係者間の相互理解に基づく協力が必要不可欠である。

(図2) ロケ撮影の一般的な流れ



※ 海外の映像作品の場合には、海外製作者等が発注元、日本の製作者等が受託者となり、日本における撮影のサポート等を行うこともある。

本ガイドラインは、ロケ撮影やロケ誘致を円滑に進める上で必要な情報、取り組むべき事項、留意すべき事項等について、主として、JFC／FC、許認可権者及び製作者等に対して示すものである。本ガイドラインを通じ、ロケ撮影・ロケ誘致に必要な情報の共有や関係者間の相互理解が更に進み、その円滑化につながることが期待される。

2 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響とロケ撮影の在り方等について

本ガイドライン策定の途上で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）の世界的な拡大による影響に対応するため、ロケ撮影についても、映像産業関連の団体等において新型コロナ感染予防対策に関するガイドラインが策定され、会員等に周知されているところである。現時点では、例えば、以下のガイドラインが存在する。

今後は、このようなガイドラインを踏まえ、撮影を実施することが求められる。

- ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年6月24日策定。特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション）
- 映画撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日策定。一般社団法人日本映画製作者連盟）
- 番組制作における新型コロナウイルス感染予防対策の留意事項（令和2年5月13日策定。一般社団法人 日本民間放送連盟）
- 映画制作における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン、新型コロナウイルス対策 ガイドライン作成のための手引き（2020年5月29日策定協同組合 日本映画製作者協会）

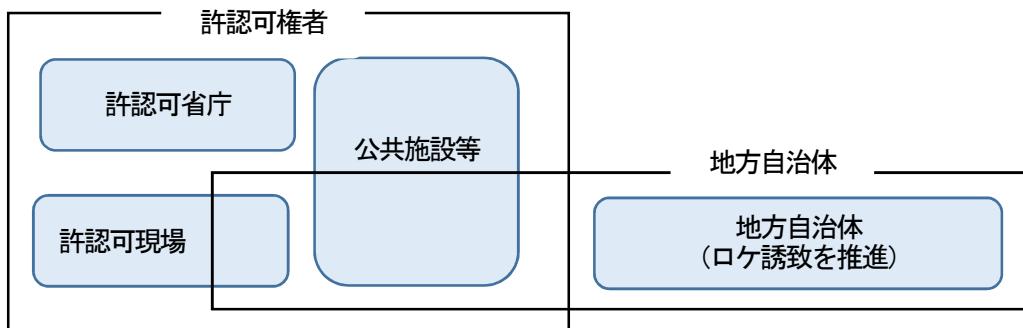
3 本ガイドラインにおける用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 「ロケ撮影」とは、「ロケーション撮影」の通称であり、映像作品（「映画・放送番組・CM・プロモーションビデオ・スチール写真等の作品」をいう。）を製作する上で、撮影用のスタジオ以外の町中や建物内で撮ることを指す。
- (2) 「F C」とは、地域活性化につなげることを主な目的に、映像作品のロケ撮影が円滑に行われるため製作者等への支援を行う非営利公的機関をいう。また、「J F C」とは、国内のF C及び撮影支援団体を会員とする特定非営利活動法人であり、海外作品の日本ロケを支援する総合窓口としての役割も有している。
- (3) 「許認可権者」とは、ロケ撮影に関連する許認可等の法令等を所管する関係省庁（地方支分部局を含む。）又は各都道府県警、消防署等といった許認可等の主体としての地方自治体のほか、公共施設等の使用許可権者が含まれる。また、許認可等の法令を所管する中央省庁を「許認可省庁」、各所轄等において直接許認可等を行う地方支分部局等又は当該地方自治体を「許認可現場」という。

なお、以下単に「地方自治体」と記載する場合は、許認可等ではなくロケ誘致を推進する主体の1つとして扱う。

（図3）許認可権者と地方自治体の関係



- (4) 「許認可等情報」とは、許認可等その他ロケ撮影に必要な情報（行政に関わるものに限る。）をいう。

なお、本ガイドラインは、ロケ撮影に当たって必要となる主な許認可等についてのみ記載をしており、全ての許認可等情報を網羅的にカバーしているものではない。そのため、本ガイドラインに掲載されていない許認可等の条件については、J F C／F C又は直接許認可権者に問い合わせするなどして確認されたい。

各制度の概要等については参考4～11参照。

第2章 ロケ撮影の円滑な実施に当たって目指すべき方向性

ロケ撮影を円滑に実施するためには、まず、ロケ撮影、とりわけロケ誘致が公益的要素を持つ、政府一丸となって取り組むべき重要な政策であることを関係者間で共有する必要がある。

(ロケ撮影・誘致の目的)

ロケ撮影・誘致は、特定の民間事業者の利益にとどまらない効果があり、公益的要素があるといえる。具体的には、雇用創出等を通じた経済効果・地域振興、人材育成・技術底上げによる日本の映像産業の振興とともに、日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じてインバウンドの促進につながる効果が期待される。

このため、我が国の中長期的な経済成長に寄与する政策として、政府一丸となって取り組むべきものである。

そのため、内閣府においては、知的財産戦略本部等の枠組みを活用し、ロケ撮影・誘致の目的や政策的効果について政府部内での共有を図るとともに、許認可省庁においても、地方支分局等を含めた関係部局における共有に努める。また、JFCを中心に、FCにおいても共有に努める。

その上で、JFC／FC、許認可権者及び製作者等は、関係者間における相互理解の促進や必要な情報の共有を含めた協力を促進するため、以下に示す取組を実施することが求められる。

1 JFC／FCに求められること

ロケ撮影やロケ誘致を円滑に実施する上で、JFC／FCに期待される役割は大きい。JFC／FCは、ロケ誘致及びロケ撮影に係る各種相談に対してワンストップでサービスを行う役割を有している。また、平素からの地方自治体や地域住民との緊密なコミュニケーションによる理解の促進、製作者等への適切な情報提供・助言及び許認可権者との連携など、ロケ撮影に係る関係者間の情報共有や調整の要でもある。さらに、ロケ撮影に係る制度や支援策について外国の製作会社等への情報提供やロケ地の魅力の発信等により、国内外における情報発信の中核としての役割も担っている。

JFC／FCがこれらの役割をより適切に果たすためには、まず、各種法令等といった狭義の規制情報に加え地域固有の情報（例：大規模な道路工事情報）も含めたロケ撮影に関連する情報を一元的に集約することが重要である。

また語学力・専門性の高い人材の育成、地域間の更なる連携促進など、一層の体制強化を図っていくことが求められている。

2 許認可権者に求められること

許認可等情報のうち、法令等の情報等については許認可権者においてウェブサイト等を通じて一般に周知されているところ、これに加えて許認可権者は、JFC／FC等から

の求めに応じ、許認可現場を含めて、必要な情報共有・提供を行うほか、FCや製作者等が地域住民の理解を得るに当たって必要な助言を行うことに努めることが期待される。

また、製作者等の立場やロケ撮影の意義等を踏まえ、関係機関との連携の下、その所管する許認可等の手続の円滑化（柔軟な対応や部署間等の連携等含む）に努める。

3 製作者等に求められること

製作者等は、許認可権者が示す許認可等条件の遵守を始め法令遵守は当然のこと、FCの支援や助言を受けるとともに、許認可権者や地方自治体等とも連携し、ロケ地の地域住民と密なコミュニケーションを図り、その理解を得ていくことが重要である。

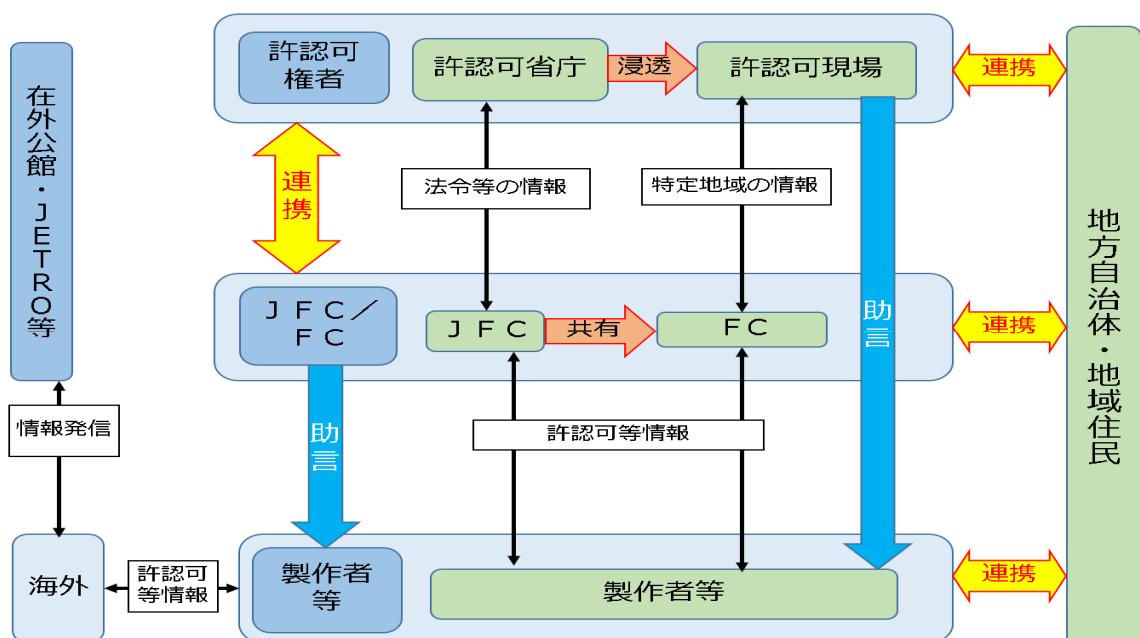
こうした丁寧な対応を行い、地域住民や地方自治体とともに、ロケ地の活性化に貢献することが期待されている。

4 内閣府及び関係省庁の役割

ロケ撮影の環境改善を図る上で、関係省庁の横断的・機動的な対応が極めて重要である。JFC／FCが上記に示す情報共有のハブとしての役割を適切に果たせるよう、その求めなどに応じ、許認可省庁は法令改正等の許認可情報等を提供する。内閣府知的財産戦略推進事務局（以下「知財事務局」という。）は情報共有に協力し、必要に応じてJFCへの情報提供を図ることとする。また、知財事務局及び関係省庁は、ロケ撮影の環境改善に必要な取組を柔軟に行っていく。

ロケ誘致等を進める上で、日本におけるロケ誘致等に関する取組やロケ地に関する情報について、知財事務局やJFCにおいて在外公館、日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、製作者等を通じ、海外に対し適切に情報発信を行う。

（図4）円滑なロケ撮影の実施に向けた当事者の取組



第3章 JFC／FCにおいてロケ撮影の円滑な実施に当たって取り組むべき事項

ロケ誘致等を進める上で、JFC／FCは大きな役割を果たすことが期待される。関係機関との協力体制の強化はもとより、広域の協力を含めたFC間の協力体制の構築などを図るため、人的・財政的リソースの活用の在り方等も含め検討し、FCの体制を強化することも必要であると考えられる。

1 関係機関との協力体制の強化

ロケ撮影の円滑化を図るため、JFC／FCは必要な情報の共有や関係者間の調整（合意形成）のハブとなることが期待されている。JFC／FCが更に適切にその役割を果たしていけるよう、以下のような取組を行う必要がある。

（1）JFC／FCの認知度向上

JFC／FCがその役割を果たすには、JFC／FCの役割や活動内容等が関係者間で正しく認識されている必要があるが、現状では認識されていないケースも散見される。

そのため、関係機関が一堂に会する場を活用するなどして、JFC／FCから許認可省庁に対し、JFC／FCの役割、活動内容等（参考1）や全国ロケーションデータベース¹（以下「JL－DB」という。）を周知することが効果的であると考えられる（許認可省庁から許認可現場に周知する点については後記第4章1（1）参照。）。

（2）許認可等情報の一元化

ロケ撮影の手続を円滑に進めるため、製作者等において必要となる許認可等情報を把握することが重要である。製作者等による許認可等情報の把握を効率化するため、JFC／FCにロケ撮影に必要な許認可等情報を集約させ、製作者等に対して必要に応じて情報の共有を図ることが必要である。

許認可等情報は、大きく、「許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの」、「条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで適用されるもの」、「その他、直接許認可等に関わらないもののロケ誘致を進める上で必要な情報」に分類できると考えられる。それぞれの特性に応じ以下のとおり、共有することとする。

¹ 文化庁の予算により運営されているロケ候補地を効率的に検索できるインターネットサービス

許認可等情報の内容・性質	主なもの
許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・道路使用許可制度 ・道路占用許可制度
条例等や各地域のイベント、工事等の情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が所有する施設等に関する条例等（例：東京都公園条例） ・花火大会、お祭り等による道路の利用等に関する情報 ・ロケ地に関する情報（写真等）
その他、直接許認可等に関わらないもののロケ誘致を進める上で必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の還付申告に係る情報

ア 許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの

道路使用許可に関する法令（道路交通法等）、道路占用許可に関する法令（道路法）等、許認可等に関する法令等の制度の概要に加え、必要な申請書類やその記載方法等の情報等の概要については、JFCがその集約を図り、様々なツール²を活用し、FC、製作者等に展開する。

なお、JFCへの情報の集約や法改正等の状況のフォローアップに当たっては、知財事務局が、適宜、協力する。

（図5）「許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの」の共有の流れ



イ 条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで適用されるもの

ロケ撮影に影響を与える得る情報のうち、地方自治体が所有する施設などに関する条例（例：東京都公園条例）、各地域のイベント、工事等による道路利用等に関する情報など、特定の地域のみで必要とされる情報については、FCにおいて集約し、各地域の許認可現場とFCの間で効率的な方法により共有する³。

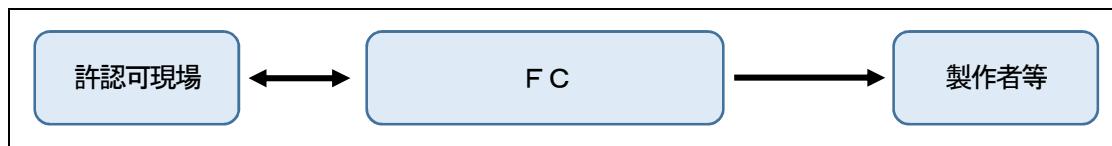
また、ロケ地に関する情報（写真等）については、FCが自ら収集の上、様々なツールを通じて展開する。

² JFCのHPやセミナー、ロケ地フェアのほか、JL-DB等を通じた展開が考えられる。以下同じ。

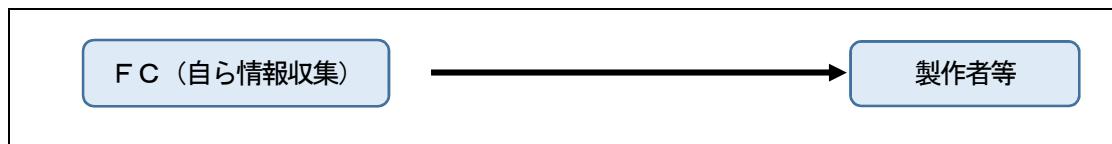
³ 例えば、各地域のイベント、工事等による道路利用等に関する情報などについては、製作者等からFCに相談があった段階で必要な情報をFCが許認可現場に照会する方が迅速かつ合理的である。

⁴ 例えば、海上保安庁では、海上工事情報、海上花火大会等の行事情報を「水路通報」(<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/koukai.html>)、「海の安全情報」(<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>)としてウェブサイトに掲載しているため、各FCから製作者等に対し、当該情報を伝達するのも1つの方法であると考えられる。

(図6)「条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで必要とされるもの」の共有の流れ



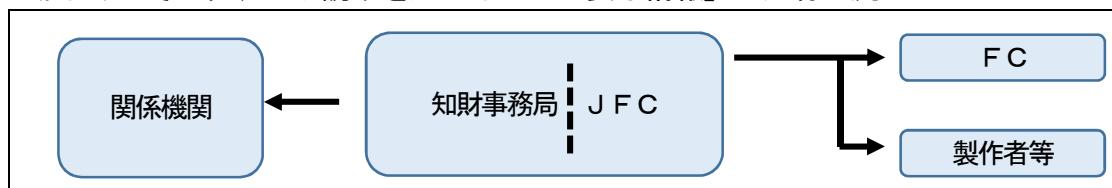
(図7)「ロケ地に関する情報（写真等）」の共有の流れ



ウ その他、ロケ誘致を進める上で重要な情報

許認可等情報ではないが、消費税の還付申告に関する情報等、ロケ誘致を進める上で重要な情報については、知財事務局又はJFCから当該情報を保有する省庁等の関係機関から情報を収集した上で、JFCにおいて様々なツールを通じてFC、製作者等に展開する。

(図8)「その他、ロケ誘致を進める上で重要な情報」の共有の流れ



(3) JFC／FCの体制強化

ア JFCを中心としたJFC／FC全体の連携強化

JFCはFC全体の要として、情報共有や製作者等に対する支援の要となることが期待されることから、その体制や関係者との関係強化が重要である。

そのため、ブロック単位での研修内容の充実やJFCとFCとの意見交換の場を設けていくなど、JFCを中心としたFC全体の機能強化（制度的基盤の明確化を含む）の在り方を検討していくことも必要であると考えられる。

イ FCの体制強化

ロケ撮影・誘致に際しFCには大きな役割を果たすことが期待されており、そのような役割を果たすには、FC担当者の能力向上、ノウハウの蓄積が必要不可欠である。

FCは、自治体において組織されることが多いことを踏まえ、当該自治体内においてロケ撮影・誘致の目的・意義が共有される必要がある。その上でFCの支援強化を促すとともにJFCや文化庁の協力も得るなどして、語学力・専門性の高い人材の配置や育成を行うことなどが求められる。

ウ 複数のFC間での広域連携の構築

上記イのとおり、各FCの体制強化を行うことに加えて、FC間における連携を進めることにより、各FCの強みを活かしつつ、財源等も含めたリソースの有効活用を図ることができるなどのメリットが生じると考えられる。また、日常的な情報交換に加えて、人材交流等も、ノウハウの交換や蓄積を通じ、各FCの体制強化につながると考えられる。

加えて、そのような連携の構築が複数の地域で実現できれば、広域連携単位同士での競争が生まれ、より良いサービスの提供がなされることも期待されるため、これら広域連携が多くの地域で行われるよう連携を促すことが必要である。

2 製作者等への適切な支援等

(1) 製作者等へのFCの連絡先の周知

各FCの問い合わせ先等については、JFC／FCやJL－DB、映像産業関連団体等を通じて製作者等に周知する必要がある。

なお、FC一覧については、参考2参照。

(2) 具体的な支援のあり方

製作者等が必要とする支援にはロケ撮影に必要な情報（許認可等情報、ロケ地の写真等）の提供、関係者間の調整（合意形成）に関する助言等、撮影終了後のプロモーションといったものが考えられる。

FCによる支援を円滑に行うには、情報や知見を蓄積し準備するとともに、問い合わせが多い内容については、インターネット上にFAQを掲載するなど、製作者等の利便性を考慮した対応が必要である。

また、製作者等に対しては、あらかじめ支援内容について明確にしておくことも重要である（「ロケ支援依頼書」といった文書を当事者間で取り交わしておくのも有効であると考えられる（参考3参照）。）

ア ロケ撮影に必要な情報（許認可等情報、ロケ地の写真等）の提供や助言

製作者等がロケ撮影を行うに当たっては、ロケ地に関する情報の把握が必要であるため、FCから以下のような情報を製作者等に提供するとともに、許認可申請等に当たって必要な助言を行う必要がある⁵。

- ロケ地に関する情報（写真、地図等）
- ロケ撮影関連の情報の提供（宿泊場所、食事、機材、レンタカー等）
- （製作者等からの求め等に応じて）許認可等情報、許認可等の申請書等の記載方法に関する情報（記載例等）

⁵ 製作者等においても、必要な許認可等情報について把握しておく必要がある。

イ 関係者間の調整（合意形成）に関する助言等

ロケ撮影を円滑に行うには、地方自治体・地域住民等の関係者との合意形成を図ることが必要である。製作者等に対し、地域住民への告知・周知方法の説明（撮影日程や内容等）に加えて、どの告知・周知の媒体が効果的かなどの助言を行う。

また、FCが主体となって地方自治体・地域住民等に説明することも必要である。

ウ 撮影終了後のプロモーション

支援した作品を活用したプロモーション活動を実施することは、映像作品のPRのほか、FCの活動目的でもある地域活性化やインバウンドにつながるなど、製作者等の利益にとどまらない効果がある。取組内容としては、以下のようなものが考えられる。

そのため、当該取組の実施について、FCにおいても映像の一部の利用について製作者等からあらかじめ了承を受けるなどして、積極的にプロモーション活動を実施することが重要であるほか、製作者等の協力の下、当該取組を実施することにより製作者等とFCとの協力体制の構築にも資するものと考えられる。

○ 口ヶ地の活用

- ・口ヶ地MAP（口ヶ地や映画館で配布、SNSやWebで配信）
- ・特別試写会（配給会社と地元の共催）
- ・出演者・監督を招聘できるイベント（作品と口ヶ地のPR）
- ・紙媒体の企画（地域特集などで口ヶ地と作品を紹介）
- ・テレビの企画（地元テレビ局、就航都市、姉妹都市など）
- ・作品に応じて関係団体とのコラボ（電鉄会社、地元企業など）
- ・宣伝材料（俳優が写っている写真や告知映像など）の使用権利を獲得（作品関連イベントや口ヶ地などでの活用）
- ・FCのPR（啓蒙活動、協力依頼、文化振興につなげる）

※ 上記取組の実施において、監督・出演者がインタビューなどで口ヶ地の魅力を語りたくなる策を練ったり、宣伝の際に活用できるようなスチール写真の撮影につなげたりするため、現場のスタッフとコミュニケーションをとることも重要と言える。

○ 映像作品の活用

- ・映像業界とのコラボレーション（上映会、試写会等の地元での開催等）
- ・観光政策としての誘客施策（作品の口ヶ地を組み込んだ観光ルートの企画等）
- ・文化資産の保全・活用（映像作品を活用した文化資産の認知度向上による保全・活用に向けた活動への参加）
- ・特産品等の物販促進（映像作品に登場する商品等の購入）
- ・地域教育機関との連携（映像作品の学校内での上映会や製作者による特別講義の実施）

第4章 許認可権者においてロケ撮影の円滑な実施に向けて求められること

許認可権者においてロケ撮影を円滑に実施する観点から、JFC／FCに対する許認可等情報の共有等、製作者等（申請者）に対する適切な助言、情報提供等や効率的な手続の実施による円滑化等、許認可省庁から許認可現場に対し、本ガイドラインを周知することにより取り組むべき事項や円滑な対応を周知・浸透することが望ましい。

1 許認可現場に求められることの周知・浸透や対応の円滑化の要請等

（1）許認可現場に求められることの周知

本ガイドラインの取組の実効性を確保するには、許認可現場への確実な浸透が不可欠である。そのため、許認可省庁は許認可現場に対し、後記2及び3の取組のほか、それらの前提となるロケ撮影・誘致の目的（上記第2章の「ロケ撮影・誘致の目的」を参照）、FCの役割、活動内容（参考1「JFC／FCの概要」を参照）を含め周知を図ることが望ましい。

周知に当たっては、本ガイドラインを事務連絡、通達等により、周知するほか、研修等を通じた方法が考えられ、反復継続的に実施することが有効であると考えられる。

（2）許認可現場への対応の円滑化の要請

許認可等の判断に当たっては、当該申請に係るロケ撮影の社会的な意義を踏まえ、適切に対応することが望ましいと考えられる。また、申請内容からは直ちに許認可等できないものであったとしても、円滑な手続で安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、ロケ撮影の実施主体と一緒に考えるという基本姿勢で臨み適切な助言、情報提供等を行うなど、許認可省庁から許認可現場に促すことも必要に応じて求められると考えられる。

例えば、ロケ誘致の目的等を勘案して認めた事例等を周知することも有効であると考えられる。

＜ロケ誘致の目的等・自治体の関与等＞

- 被災地での撮影で、震災復興状況を記録・拡散するとともに、観光客の増加による復興支援を図るとして、自治体が自らロケを誘致
- 地域の活性化を目的として、自治体が、自らエキストラを募集するほか、地域住民等の合意形成について主体的に連絡調整を実施

2 JFC／FCへの許認可等情報の共有

上記第3章1（2）のとおり、共有することとする。

なお、関係者の理解を促進し、ロケ撮影に係る手続を円滑に進めるため、制度の概要に加え必要な申請書類、申請書の記載方法等の情報についても可能な限り共有することが望ましい。また、その際、多言語対応したものもあわせて共有することが望ましい。

<許認可権者による多言語対応事例>

- ドローンの利用について外国人向けに7か国語での案内や飛行ルール、ガイドライン等も発出しているほか、ヘルプデスクを設置し対応している

3 製作者等（申請者）への適切な助言、情報提供等や効率的な手続の実施による円滑化

（1）許認可申請者への相談対応の在り方、地方自治体との連携

製作者等（申請者）からの相談に対しては、許認可制度の正確な説明を行うとともに、申請に係る行為を実現するための前向きな提案や代替案の提示等を行い、相談者の立場に立った丁寧な対応に努めることが求められる。

許認可権者が製作者等（申請者）に助言、情報提供を行うに当たっては、承認の判断基準、ロケ地を生活の拠点とする地域住民の安全・利便性の確保に関する諸対策、地域住民の合意形成を図る必要等を説明することが求められる。また、地域住民の合意形成については、合意形成の場に積極的に参加して必要な助言を行うなど、地方自治体と連携しつつ、合意形成の円滑化を図るための取組を実施することも重要である。

なお、相談窓口を明確化することも重要であると考えられるところ、参考4～10に問い合わせ先等を掲載したので参考にされたい。

<地域住民等の合意形成>

- 協議会形式による合意形成
 - ・ 自治体等が、地域住民、道路利用者等の合意形成のため、協議会を設置
- 関係者が協力した合意形成
 - ・ 自治体が、地域住民に事前広報や説明会等を実施するなど、地域住民等の合意形成のため主体的に連絡調整を実施
- 製作者等単体での取組による合意形成
 - ・ 自治体、自治会、地域住民、店舗・商店街、企業等に説明
 - ・ 地域住民に対する協力依頼文の配布

<許認可権者による代替案の提示・助言>

- 交通への影響が多大であった場所に替えて、可能な場所の案を具体的に提示
- 観光客で交通量が増加する路線であったことから、撮影日や時間帯について代替案を提示
- 地域住民や通行者に注意喚起するための予告看板等の掲示場所について、より効果的な場所を検討・助言

（2）効率的な手続の実施による円滑化

ア 申請の一括受付、許認可権者間、管轄区域をまたがる許認可現場間等における連携

同一地域で、複数の許認可等が必要である場合には、許認可権者間で連携しつつ、許認可等の申請の一括受付ができる場合は、当該制度を周知するとともに、以下の許認可等の手続のほか、許認可等の内容・性質に応じて可能な限り効率的な手続の実施を可能

としていくことが望ましい。例えば、警察庁及び国土交通省では以下の取組が行われている。

＜許認可権者による道路使用許可と道路占用許可との一括受付＞

- 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付することができるよう⁶にしている。

また、複数の管轄地域をまたがる許認可等を要する場合において、許認可現場間での柔軟な連携ないし共同の対応や、上位行政庁・部局等による支援・助言等を通じて、製作者等にとって許認可等の手続が効率的となるよう、工夫をすることが望ましい。

＜ロケ撮影が複数警察署にまたがる場合の調整＞

- 事前にFCから概要の提供を受けていた警察本部が複数の関係警察署に対して、情報提供を行うとともに、ロケの内容、規模等について指導・助言を実施
- 申請者と警察署の協議に警察本部も立ち会い、必要な調整等を実施

イ 申請手続の電子化

許認可等の申請者の負担を軽減するため、申請手続の電子化を行っているものもある。

＜許認可権者による申請手続の電子化＞

- ドローン撮影に関する航空法に基づく許認可申請については平成30年4月以降、許認可権者において申請手続を電子化しており、現在は9割近くが電子申請により行われている。

⁶ 「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」（平成17年3月17日付け警察庁丁規発第24号）

第5章 ロケ撮影において製作者等が留意すべき事項

ロケ撮影を円滑に行うには、JFC／FC、許認可権者による制度の運用面、情報提供面、組織の体制面等における課題への対応を行う必要がある一方で、製作者等においても許認可条件等の遵守などを行い、適切にロケ撮影を実施する必要がある。

1 JFC／FC、許認可権者との連携体制の構築、地域住民への理解

ロケ撮影は、撮影場所の関係だけではなく、地域住民・自治体の協力の上に成り立っているものであるため、JFC／FCの活動内容について相互理解に基づいて連携しつつ、信頼関係を構築する必要がある。

そのため、前記第3章の2（2）ウ「撮影終了後のプロモーション」に記載したとおり、JFC／FCの活動目的である地域活性化やインバウンドなどの促進に向けて、映像作品の利用を積極的に承認するなど可能な範囲で協力することが必要となる。

2 ロケ撮影において参考となる情報等

ロケ撮影の実施において遵守すべき許認可等の概要等を明確にする必要があるところ、許認可等の概要、申請様式（記載例含む）等や許認可権者の窓口、FCの窓口のほか、ロケ撮影が円滑に行われた好事例を付したので、ロケ撮影の実施に当たって参考にされたい。

3 許可条件等を遵守したロケ撮影の実施

ロケ撮影で製作者等において発生しやすいトラブルや地域住民からの苦情として、以下のようなものがあると考えられる。

主に、連絡や報告などのミスが大きな要因となると考えられることから、JFC／FCや許認可権者と密接に連携する必要があると考えられる。

無責任な行動が今後のロケ撮影にも影響することから、ルール等を遵守した撮影が求められる。

ロケ撮影に当たってよくあるトラブルや地域住民からの苦情

① 撮影の許可条件違反に該当するもの

- ・ 使用許可範囲外での撮影行為
- ・ 一方的な撮影時間の延長（特に深夜）
- ・ 撮影中止やスケジュール変更の連絡がない
- ・ 撮影用の車両台数が多く、決められた駐車場以外へ溢れた
- ・ 予定外の撮影機材（レール、クレーン等）の持ち込み
- ・ 施設内のコンセント電源の無断借用
- ・ 施設や設備への保護対策の不備
- ・ 撤収時の不完全な後片付け、清掃
- ・ 施設使用料や駐車場代等の不払い
- ・ 撮影のキャンセルに伴う違約金の不払い

② 撮影スタッフのマナーに関するもの

- ・ 弁当やタバコの吸い殻などのゴミが散乱している
- ・ 公園や歩道等での撮影における一般利用者への配慮が不足
- ・ 火気厳禁なのにドラム缶を持ち込み、火を焚く
- ・ 施設内の土足禁止が守られない
- ・ 文化財への配慮が不足
- ・ 施設管理者や周辺住民への事前の対応が悪い
- ・ 自然環境や動植物への配慮が不足

③ その他のもの

- ・ 夜間撮影の音や照明への苦情
- ・ 撮影見物音の騒音やゴミの散らかし
- ・ 撮影現場に見物者が来て住環境が悪くなった
- ・ 通行止めで高齢者が遠回りをさせられた

* 特に、不払いや破損などのトラブルに関しては、1件のトラブルでそのロケ地が二度と使用できなくなるだけでなく、映像業界に対して二度と地域の撮影協力が得られない可能性もあり、FC活動の存続にも影響を及ぼしかねず、ひいては映像業界全体の危機にも繋がるため、リスクマネジメントを念頭に活動する必要がある。

第6章 おわりに

1 本ガイドラインの改定

ロケ撮影を取り巻く環境は変化しつつあるため、このような変化に対応するためには本ガイドラインの改定も必要になる。そのため、ガイドラインの浸透状況、改善内容等について定期的なフォローアップを実施し、ガイドラインの改正等も必要に応じて随時実施することが重要であると考えられる。フォローアップについては、関係府省庁、製作者等の関係者が一堂に会する場（例えば「ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議」）を通じて行うことも有効であると考えられる。

2 官民間の意見交換

上記の関係者が集まる場を通じて意見交換を実施することで、円滑なロケ撮影の実施が図ると考えられる。

なお、これまでロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議を通じて、製作者等、許認可権者間での情報のギャップが埋められている事項もある。

（図9）連絡会議を通じて確認がなされた事項の例

映像製作/FC側からの意見 (平成30年4月時点)	平成30年4月ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議における整理	平成30年4月以降変更になった部分
<道路使用関係>		
●使用する道路が複数の警察署にまたがる場合、地域によって代表の警察署だけの申請で許可が出る場合と、全所轄に申請が必要な場合があるが、統一できないか。 【JFC】	●複数の警察署の管轄にまたがる道路使用の許可は、同じ都道府県ごとに、1つの警察署への申請で足りる。【警察庁】 ●道路使用許可については、氏名の記載と押印に代えて署名で足りる。【警察庁】	
●道路使用許可申請は、押印要、郵送不可で直接持参・受取など、手続きが煩雑かつ時間を要するが、特に海外からの製作者等の場合は、それができないケースも多い。 【JFC】	●撮影が明らかに道路運送車両法等の法令に抵触する場合には、法令に適合するよう助言はあるが、当該抵触は許可の直接的な妨げにはならない。【警察庁】	
●けん引の撮影許可が下りないケースが増えている。特に、都内で車のけん引に係る撮影許可が出ているところは極端に少ない。 【JFC、プロデューサー協会】	●道路使用許可及び交通規制により一般交通が遮断された状態で走行を行う場合には、赤色灯を点けての走行も問題とならない。【警察庁・国土交通省】	
●特殊車両（パトカー・救急車等）の公道走行。【プロデューサー協会】 ●架空ナンバープレートを装着した車両での公道走行撮影。【映連】	●道路使用許可及び交通規制により、一般交通と遮断されてロケ撮影が行われている場合には、道路運送車両法上の「運行」には該当しないため、架空ナンバープレートを装着しての撮影も可能。【国土交通省】	
●撮影時のシートベルト装着義務。 【映連】	●俳優が乗車した車を積載したトレーラー等をけん引して撮影を行う	

映像製作/FC側からの意見 (平成30年4月時点)	平成30年4月ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議における整理	平成30年4月以降変更になった部分
	場合には、俳優にはシートベルトの着用義務は生じない。【警察庁】	
●東京では現状撮影が困難。【第1回連絡会議、映像事業者】	●東京ロケーションボックスが支援した作品では、日比谷通り、北品川駅周辺、渋谷スクランブル交差点での道路使用許可や、蒲田駅近辺での道路封鎖事例あり。【東京都】	
<p><その他；ドローン撮影、港湾利用、スタジオ内火気使用、東京都内の撮影環境、都市公園での撮影、情報共有のあり方></p>		
●ドローン飛行許可の取扱い。時間帯や条件によっては、ドローンでの撮影ができそうな場所でも、市街地ということで国の許可が下りていないため撮影ができない。 ●ドローン撮影の問い合わせが多いが、法令等の情報共有が地域側も製作側も十分でない。【JFC】	●平成27年に、航空法を一部改正し、無人航空機の飛行の安全確保の基本ルールを策定。国土交通大臣の許可を受けるべき空域及び許可・承認の申請先の明確化や、ヘルプデスクを設置するなど制度の周知を実施。【国土交通省】	●平成30年度より、許可・承認に係るオンライン申請制度(DIPS)を運用し、許可・承認申請の簡素化・利便性向上を実現。【国土交通省】
●海上を航行する船舶での撮影では、撮影日の1カ月前に必要書類を海上保安庁に提出する要あり。軽微な撮影に関しては、迅速な撮影許可ができないか。【映連】	●船舶交通がふくそうする港則法に規定された特定港内において行事を行う際に、安全対策等の確認のため、標準処理期間は原則1カ月としているが、事前相談をしてもらう事により、弾力的な運用も可能。【国土交通省】	
●公の場所での火の使用は禁止されているが、万全な消火体制の確立、消防署の立ち会いを条件として許可してもらいたい。【映連】	●公園など公の場所での火気使用に関しては、近隣住民に不安を生じさせる可能性があるため、消防署に事前相談してもらいたいが、火災予防上の措置が講じられていれば消防署で禁止することはない。【消防庁】	
●東京でのロケ撮影の円滑化を推進するため、東京ロケーションボックスの人員の大規模な拡充を希望。【映連】	●平成30年度より予算の拡充を図り、東京ロケーションボックスの体制を強化する予定。この中で、スタッフの人員増、海外作品誘致の強化等を実施予定。【東京都】	
●都市公園での撮影に関して、撮影時間帯や撮影人員の制限及び夜間撮影などが禁止されている。【映連、プロデューサー協会】	●都立公園でのロケ撮影について、原則、時間帯や人数に制限があるが、東京ロケーションボックスが事前調整・支援を行ったケースでは、夜間撮影や大規模な人数での撮影を可能とした例もあり、弾力的な運用を実施。【東京都】	
●関係法令の最新情報が、製作現場から見えづらく、日々変わることについていくのが困難。【第2回連絡会議、映像製作業者】	●各省庁のweb上で情報を周知。【各省庁】 ●業界の要請に応じて、説明に出向くといった広報周知活動を実施。【航空法関連／国交省】 ●JFCでも、定期的に最新の法令を学べる機会として研修会を開催。【JFC】	

3 本ガイドラインの普及

本ガイドラインの普及に関しては、知財事務局及びJFCから関係省庁、地方自治体、F
C、映画制作分野等の関連団体等への直接的働きかけを行い、積極的な普及活動を実施する。

また、第2章の4記載と同様、在外公館、JETRO、製作者等を通じ海外に情報発信を行ふことも有効と考えられる。

口ヶ撮影が円滑に行われた好事例集

1 口ヶ誘致の目的・自治体の関与等

- 被災地での撮影で、震災復興状況を記録・拡散するとともに、観光客の増加による復興支援を図るとして、自治体が自ら口ヶを誘致
- 地域の活性化を目的として、自治体が、自らエキストラを募集するほか、地域住民等の合意形成について主体的に連絡調整を実施

2 許認可権者による多言語対応事例

- ドローンの利用について外国人向けに7か国語での案内や飛行ルール、ガイドライン等も発出しているほか、ヘルプデスクを設置し対応している

3 地域住民等の合意形成

- 協議会形式による合意形成
 - ・ 自治体等が、地域住民、道路利用者等の合意形成のため、協議会を設置
- 関係者が協力した合意形成
 - ・ 自治体が、地域住民に事前広報や説明会等を実施するなど、地域住民等の合意形成のため主体的に連絡調整を実施
 - ・ 日ごろより地域イベントにも参加し、コミュニケーションを図るなどを実施
- 製作者等単体での取組による合意形成
 - ・ 自治体、自治会、地域住民、店舗・商店街、企業等に説明
 - ・ 地域住民に対する協力依頼文の配布

4 許認可権者による代替案の提示・助言

- 交通への影響が多大であった場所に替えて、可能な場所の案を具体的に提示
- 観光客で交通量が増加する路線であったことから、撮影日や時間帯について代替案を提示
- 地域住民や通行者に注意喚起するための予告看板等の掲示場所について、より効果的な場所を検討・助言

5 申請の一括受付、許認可権者間、管轄区域をまたがる許認可現場間等における連携

(1) 許認可権者による道路使用許可と道路占用許可との一括受付

- 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付することができるようになっている

(2) 口ヶ撮影が複数警察署にまたがる場合の調整

- ・ 事前にF Cから概要の提供を受けていた警察本部が複数の関係警察署に対して、情報提供を行うとともに、口ヶの内容、規模等について指導・助言を実施
- ・ 申請者と警察署の協議に警察本部も立ち会い、必要な調整等を実施

6 許認可権者による申請手続の電子化

- ドローン撮影に関する航空法に基づく許認可申請については平成30年4月以降、許認可権者において申請手続を電子化しており、現在は9割近くが電子申請により行われている。

7 FCの取組

- ロケ誘致等に関する取組やロケ地に関する情報の海外への発信
 - ・ 海外からのロケ誘致等のため、FCが運営するインスタグラムにおいて掲載する写真に日本語に加えて英語での説明を追記
- 相談・申請段階
 - ・ FCが製作者等に対し、撮影場所の選定、各種許可申請について、助言等を実施
 - ・ FCが主体的に、関係機関等への事前相談の調整を行うとともに同席
- 合意形成段階
 - ・ 自治体、警察、消防、企業、地元自治会、バス事業者、大学、警備会社等を交えた合同説明会を実施
 - ・ 地域の企業等で構成されるまちづくり協議会の構成員等に対して説明会を実施するとともに、その他の関係者に個別説明を実施
 - ・ 地域の墓地において海外案件の撮影を行う際、該当する自治区の自治会へ撮影の相談、説明会を実施
 - ・ 大規模ロケ撮影の様子等をニュース等によりPRし、地域住民のシビックプライドを醸成
- 撮影日当日
 - ・ 撮影当日の迂回誘導、一般苦情等の現場対応に従事
 - ・ 地域住民の映画撮影への参加等
 - ・ 海外の撮影隊到着時に撮影ルール（ゴミの分別、室内で靴を脱ぐなど）を記載した紙を配布
- その他
 - ・ 海外クルーへの日本文化の体験等

JFC／FCの役割、活動内容について

JFC／FCは、以下のような役割を果たし、活動を行うことが期待されている。

(出典：「ジャパン・フィルムコミッショング案内」)

<FCの役割>

FCは、映像作品のロケ撮影が円滑に行われるための支援を行う団体で、以下の3要件を満たす公的機関であること。撮影支援を行うことによって、地域活性につなげる目的で活動している。

① 非営利公的機関である

○ 非営利であることについて

- ・ FCは製作者等との対等な立場を担保するため、撮影支援サービス（施設利用料等は除く）に対する直接的な対価は受け取らない。
- ・ FCスタッフは、個人的な利益と FCの任務の間に利害の対立があつてはならない。
- ・ FCスタッフは、映像関連企業あるいは映像関連企業にサービスを提供する企業の株主あるいは職員であつてはならない。

○ 公的機関である

- ・ FCは、撮影支援に際して、地域の合意形成を必要とする場合があるため、地域の自治体と、以下のいずれかの関係にあること
 - 地域の自治体に所属する組織であること
 - 地域の自治体が活動を支援している唯一のFCであること

② 撮影支援の相談に対してワンストップのサービスを行っている

- ・ FCは、地域内の撮影支援に対して、一元的な相談窓口となっていること
- ・ 上記窓口機能を果たすため、下記の体制を有すること
 - 地域内の国及び地方自治体の施設等の使用に係る許認可権を持つ部局との協力体制
 - 地域内の企業・団体・住民等との信頼関係を持ち、民間施設に係る撮影支援要請を仲介できる体制

③ 作品内容を選ばない

- ・ FCは、表現の自由を尊重し、作品の内容により支援の可否を決めてはならない。
- ・ 対象作品に対する撮影支援の可否は、ロケ地の候補となった施設等（ロケ候補地）の管理者が決定するものであり、FCはロケ候補地の管理者と制作者の仲介、連絡調整を行う。
- * 但し、支援申請にあたり条件にそぐわないもの（準備不足、予算不足、スケジュール不足、制作体制等の不備等）に対しては、ロケ地および地域を守る観点から、支援の可否を決定する場合がある。

<FCの活動内容>

① 製作者等への誘致・プロモーション活動

② 製作者等へのロケーション撮影支援

③ 支援した作品を活用した地域活性化活動

- ・ 地域住民や映像業界とのコラボレーション（例：映画祭、上映会の実施など）

- ・ 観光政策としての誘客施策（フィルム（スクリーン）ツーリズム）
 - ・ 文化資産の保全・活用（例：施設改修・保全活動等）
 - ・ 特產品等の物販促進（プロダクト・プレイスメント等）
 - ・ 地域教育機関との連携（例：映像作品ワークショップ等の実施等）
- ④ 地域への啓蒙・PR活動
- ⑤ 情報の蓄積、スタッフの育成
- ⑥ 近隣FCとの連携

<FCが提供するサービス（支援内容）>

- ① 全てのFCが必ず提供するサービス（支援）
 - ロケ地に資する情報（写真、撮影条件、使用料、連絡先、地図など）
 - 宿泊、食事、機材、レンタカーといったロケ関連の情報の提供
 - 撮影許認可に関する情報の提供や許認可申請等に当たっての必要な助言
- ② FCによって提供する場合があるサービス（支援）
 - 警察署、公的機関などへの撮影許可手続の簡便化や代行
 - ボランティア、エキストラの手配
 - ロケハンや撮影への同行
 - 宣伝への協力
 - ロケハン助成金や製作補助金などのインセンティブ（助成制度）
- ③ FCが直接提供しないサービス（支援）※相談の受付は除く
 - タイアップ交渉
 - 製作資金への出資
 - 撮影に関して起きた人的・物的損害の補償

JFC／FCの連絡窓口

※以下のリストは、令和元年4月1日時点のものである。また、JFCに加盟している会員のみであり、非会員は掲載していない。

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
	ジャパン・フィルムコミッショナ	104-0045	東京都中央区築地4-1 東劇ビル2F	03-6264-2042	03-6264-2043	jfc@japanfc.org	https://www.japanfc.org/
正会員（FC会員）							
1	旭川地域フィルムコミッショナ	070-0035	北海道旭川市5条通7丁目1486番地旭川ロードテラス2F	0166-23-0090	0166-23-1166	info@atca.jp	http://www.atca.jp/
2	はこだてフィルムコミッショナ	040-8666	北海道函館市東雲町4-13 函館市観光振興課観光振興課内	0138-21-3326	0138-21-3324	hako-fc@city.hakodate.hokkaido.jp	http://www.hakodate-fc.com/
3	札幌フィルムコミッショナ	003-0005	北海道札幌市白石区東札幌五条1丁目1-1 イタカラ・クリエイティングセンター1F A	011-817-5711	011-817-5722	info@screensapporo.jp	www.screensapporo.jp
4	とまこまいワイルドコミッショナ	053-0872	北海道苫小牧市旭町4-5-6	0144-32-6448	0144-32-4200	kanko@city.tomakomai.hokkaido.jp	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/ho/film_commission/
5	岩見沢カーションオフィス	068-0034	北海道岩見沢市有明町南1番地1 岩見沢複合駅舎1F 岩見沢市観光協会内	0126-22-3470	0126-25-6620	ishikawa-i-kankou.jp	http://iwamizawa-lo.jp/
6	盛岡市地域フィルムコミッショナ	020-0871	岩手県盛岡市中橋通1-1-10 ブザ おでって4F	019-606-6688	019-653-4417	info@odette.or.jp	http://www.morioka-fc.com/mfc/
7	岩手県花巻市観光課	025-8601	岩手県花巻市花城町9-30	0198-24-2111 (内線) 290	0198-24-0259	kanko@city.hanamaru.iwate.jp	http://www.city.hanamaru.iwate.jp/
8	せんたいい宮城フィルムコミッショナ	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目3-20 東日本不動産仙台一番町ビル6階	022-393-8416	022-268-6252	info@sendaimiyagi-fc.jp	http://www.sendaimiyagi-fc.jp/
9	かくのだてフィルムコミッショナ	014-0318	秋田県仙北市魚角町中町36 仙北市産業観光商工部観光課内	0187-43-3352	0187-54-4102	info@kakunodate-fc.jp	http://kakunodate-fc.jp/
10	能代市地域フィルムコミッショナ	016-8501	秋田県能代市上町1-3 能代市環境産業部観光振興課内	0185-89-2179	0185-89-1776	kankou@city.noshiro.lg.jp	http://www.shirakami.or.jp/~noshiro-fc/
11	だいせん大曲フィルムコミッショナ	014-0024	秋田県大仙市大曲通町6-5 大仙市観光振興センター	0187-86-0888	0187-86-0888	daisen-kanko@blue.ocn.ne.jp	http://daisen-fc.com/
12	よこてフィルムコミッショナ	013-0036	秋田県横手市横手町1-21Y2 ぶらざ1階	0182-38-8652	0182-38-8663	yokote.dmo@gmail.com	http://yokote-kankou.jp/
13	山形フィルム・コミッショナ	990-8540	山形県山形市旅籠町2-3-25 山形市役所内文化振興課	023-641-1212(内線639)	023-624-9618	bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp	http://www.fc.yamagata.jp/
14	会津若松フィルムコミッショナ	965-8601	福島県会津若松市東栄町3番46号会津若松市役所内	0242-39-1251	0242-39-1433	kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp	http://www.fc.a-vst.jp/
15	二本松フィルムコミッショナ	964-8601	福島県二本松市金色403-1 二本松市役所衛生課観光振興係	0243-55-5122	0243-22-7848	kankoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/site/kankou/2790.html
16	いわきフィルム・コミッショナ協議会	972-8321	福島県いわき市常磐易木町向田3-1 いわき市石炭化石館	0246-44-6545	0246-44-6546	support@iwaki-fc.jp	http://www.iwaki-fc.jp/
17	いばらきフィルムコミッショナ	310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県営業課観光振興課	029-301-2528	029-301-3629	ibaraki-fc@pref.ibaraki.lg.jp	http://www.ibaraki-fc.jp/
18	栃木県フィルムコミッショナ	320-8501	栃木県宇都宮市高田1-1-20	028-623-3308	028-623-3306	mail@tochigi-film.jp	http://www.tochigi-film.jp
19	千葉県フィルムコミッショナ	261-7114	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6MBG マリブ イースト14階(公財)ちは国際コンベンションセンター内	043-213-3533	043-297-2753		http://fc.cob.or.jp/
20	東京フィルムコミッショナ (東京カーションボックス)	162-0801	東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル2階	03-5579-8464	03-5579-8785	ml-tlb@tcbv.or.jp	https://www.locationbox.metro.tokyo.lg.jp/
21	新潟県フィルムコミッショナ協議会	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4-1 公益社団法人 新潟県観光協会	025-283-1188	025-283-4345	location@niigata-kankou.or.jp	http://www.loca-niigata.net/
22	富山県カーションオフィス	930-8501	富山県富山市新緑通1丁目7号富山県観光課内	076-444-6789	076-444-4404	toyama.location@gmail.com	http://www.location-toyama.jp/
23	富山フィルムコミッショナ	930-8510	富山県富山市新緑町7-38 富山市観光政策課内	076-443-2072	076-443-2184	toyama.fc@city.toyama.toyama.jp	http://www.toyama-fc.jp/
24	輪島アート・フィルム・コミッショナ	928-8525	石川県輪島市二ツ屋町2-29 輪島市文化交流政策課観光課	0768-23-1146	0768-23-1856	wajima-fc@city.wajima.lg.jp	https://wajimanavi.jp/
25	金沢アート・フィルム・コミッショナ	920-0918	石川県金沢市尾山町9-13 公益財団法人金沢コンベンションセンター内	076-224-8411	076-224-6400	k-fc@kanazawa-cb.com	https://kanazawa-fc.jp/
26	福井フィルムコミッショナ	910-0858	福井市手寄1丁目4-1 カツサ5階福井市商工労働観光文化局おもてなし観光推進室	0776-20-5346	0776-20-5670	kankou@city.fukui.lg.jp	http://fukui-fc.com/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
27	敦賀フィルムミッション	914-8501	福井県敦賀市中央町2-1-1 敦賀市観光情報観光交流課内	0770-22-8128	0770-22-8184	kankou@ton21.ne.jp	http://www.city.tsuruga.lg.jp/film-can/top.html
28	富士の国やまなしフィルム・ミッション	400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県別館2階	055-231-5542	055-221-3040	fc@yamanashi-sk.jp	http://www.yamanashi-kankou.jp/fc/index.html
29	(一社)富士河口湖町観光連盟	401-0304	山梨県南都留郡富士河口湖町河口3131-2	0555-28-5177	0555-28-5070	fk_renmei@snow.ocn.ne.jp	http://www.fujisan.ne.jp
30	ながのフィルムミッション	380-0835	長野県長野市新田町1485-1 (公財)ながの観光コンベンションビューロ内	026-223-6050	026-223-5520	info@nagano-fc.org	http://www.nagano-fc.org/
31	信州上田フィルムミッション	386-8601	長野県上田市大手2-8-4 上田観光会館2F(一社)信州上田観光協会	0268-71-6075	0268-71-6076	fc@ueda-cb.gr.jp	http://www.ueda-cb.gr.jp/fc/
32	松本フィルムミッション	390-0874	長野県松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所1階公本観光コンベンション協会内	0263-34-3295	0263-39-7320	yokoso@hatsumoto-tca.or.jp	http://www.matsuoto-film.jp/
33	諏訪市フィルムミッション	392-8511	長野県諏訪市高島1-22-30 諏訪市地方観光連盟内	0266-52-4141	0266-58-1844	info@suwafco.com	http://www.suwafco.com/
34	塩尻木曽川フィルムミッション	399-6302	長野県塩尻市木曽平沢2174 番地	0264-34-1122	0264-34-3432	info@filmcommission.jp	http://www.filmcommission.jp
35	伊那谷フィルムミッション	396-8617	長野県伊那市下新田3050 伊那市役所	0265-78-4111	0265-74-1250	inadani@fc.inacity.jp	http://blogs.yahoo.co.jp/inadanifc/
36	岐阜フィルムミッション	500-8570	岐阜県岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課	058-272-8795	058-278-2562	c11122@pref.gifu.lg.jp	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/npo-tiiki/film-commission/
37	多治見フィルムエンジン	507-8703	岐阜県多治見市日出町2-15 多治見市産業観光課内	0572-22-1250	0572-25-3400	film@city.tajimi.lg.jp	http://www.tajimi-filmengine.com/
38	飛騨フィルムミッション	509-4224	岐阜県飛騨市吉之町14-5 一般社団法人 飛騨市観光協会内	0577-74-1192	0577-73-0099	info@hida-tourism.com	https://www.hida-fc.com/
39	大垣フィルムミッション	503-0923	岐阜県大垣市船町2-26-1 奥の細道むすびの地図記念館内	0584-77-1535	0584-81-8828	ogaki@ogaki-kanko.jp	http://www.ogaki-fc.jp/top.html
40	浜松フィルムミッション	430-8652	静岡県浜松市中区元城町103番の2 浜松市産業部観光・テクノ課 フィルムミッション推進室	053-457-2295	050-3730-8899	fc@city.hanamatsu.shizuoka.jp	http://www.hanamatsu-film.com/
41	なごや・エーション・ピ	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル11階	052-202-1145	052-231-0922	nagoya@nvcv.or.jp	http://www.nvcv.or.jp/contents/location/
42	いちのみやフィルムミッション	491-8501	愛知県一宮市本町2丁目5-6	0586-28-9131	0586-73-9135	info@138ss.com	http://138ss.com
43	かにえフィルムミッション	497-8601	愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地	0567-95-1111 (内線441)	0567-95-9188	furusato@town.kanie.aichi.jp	http://www.town.kanie.aichi.jp/
44	岡崎フィルムミッション	444-8601	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地岡崎市役所 観光推進課内	0564-23-6609	0564-23-6731	okazaki_tourism@gmail.com	http://fc.okazaki-kanko.jp/
45	よっかいちフィルムミッション	510-0075	三重県四日市市安島1丁目1-56 四日市物産観光ホール内	059-357-0382	059-355-8311	info@yokkaichi-fc.jp	http://yokkaichi-fc.jp
46	みえフィルムミッション協議会	514-8570	三重県津市広明町13番地三重県観光魅力創造課	059-224-2830	059-224-2801	kankoni@pref.mie.lg.jp	http://www.pref.mie.jp/DIKANOU/film.htm
47	滋賀エーションオフィス	520-8577	滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県商工観光労働雇用振興局内	077-528-3745	077-527-7329	info@shiga-location.jp	http://www.shiga-location.jp/
48	京都市メディア支援センター	604-8005	京都市中京区可原町三条上る恵比須町427 京都市朝日会館3F 京都市産業観光局観光MICE推進室	075-229-6602	075-213-2022	media-support@city.kyoto.lg.jp	http://kanko.city.kyoto.lg.jp/support/
49	舞鶴フィルムミッション	625-8555	京都府舞鶴市北坂1044 舞鶴市産業振興局観光商業課内	0773-66-1024	0773-62-9891	fc@maizuru-kanko.net	http://www.maizuru-kanko.net/fc/
50	京丹後フィルムミッション	629-3101	京都府京丹後市網野町網野385-1	0772-69-0450	0772-72-2030	kankoshinko@city.kyotango.lg.jp	http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kyotangofc
51	大阪フィルム・カナル	542-0081	大阪市中央区南船場4-4-21 りそな船場ビル5階	06-6282-5905	06-6282-5915	info@osaka-fc.jp	http://www.osaka-fc.jp/
52	堺ノリカワフィス	590-0950	大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番35号	072-233-5258	072-233-8448	info@sakai-film.jp	http://www.sakai-film.jp/
53	ひょうご支援Net	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県産業労働雇用振興課	078-361-7661	078-361-7662	info@hyogo-fonet.jp	http://www.hyogo-film.jp/
54	神戸フィルムオフィス	651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9F	078-262-1261	078-230-0808	film@kova.or.jp	http://www.kobe-film.jp/
55	淡路島フィルムオフィス	656-0022	兵庫県洲本市海岸通1-11-1 一般社団法人淡路島くにうみ協議会内	0799-24-2001	0799-25-2521	awaji@kuniumi.or.jp	http://awaji-fc.jp/
56	姫路フィルムミッション	670-0012	兵庫県姫路市本町68番地(社)姫路観光OB内	079-287-3653	079-222-2410	hfo@himeji-kanko.jp	https://www.himeji-kanko.jp/fc/
57	丹波篠山フィルム・ミッション	669-2397	兵庫県篠山市北篠町41 篠山市役所内	079-552-6907	079-552-2090	kanko_div@city.sasayama.hyogo.jp	http://scic.tanba-sasayama.com/sasayama-fc/
58	きのさきフィルムミッション	669-6101	兵庫県豊岡市城崎町湯島357-1 城崎文芸館内	0796-32-3663/ 0796-32-3368	0796-32-3005	info@kinosaki-fc.jp	http://www.kinosaki-fc.jp/
59	三木フィルムミッション	673-0431	兵庫県三木市本町2丁目1-18	0794-82-3190	0794-82-3192	fo@mikicci.or.jp	http://www.mikicci.or.jp/fc/
60	播州赤穂フィルムミッション	678-0256	兵庫県赤穂市鎮原町92-7	0791-43-8299	0791-43-8136	bafc@nbe.nifty.com	http://www.ako-info.jp/bafc
61	高砂市フィルムミッション	676-8501	兵庫県高砂市荒井町千鳥1-1-1 高砂市役所構内	079-441-8076	079-441-8077	fo@takasago-tavb.com	http://takasago-fc.net/index.html

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
62	明石フィルムミッション	673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町6-1 7F 7明石北館7階	078-918-5080	078-911-0579	akashi-film@yokoso-akashi.jp	http://akashi-film.jp
63	フィルムミッション・奈良県ポータルセンター	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地奈良県地域振興部文化資源活用課	0742-27-8914	0742-27-0213	bukashigen@office.pref.nara.lg.jp	http://yanatoji.nara-kankou.or.jp/library/fc-nara/
64	大和桜井フィルムミッション	633-8585	奈良県桜井市大字栗殿432-1 桜井市役所まちづくり部観光まちづくり課	0744-48-3110	0744-42-1747	kanko@city.sakurai.lg.jp	http://www.city.sakurai.nara.jp/sosiki/machidukuribu/kankouka/filmcommission/
65	わかやまフィルム・ミッション	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県観光振興課内	073-422-4631	073-432-8313	info@wakayama-kanko.or.jp	http://www.wakayama-fc.jp/
66	熊野しんぐうフィルムミッション	647-0020	和歌山県新宮市徐福2-1-11 熊野交通(株)1F 新宮市観光協会内	0735-22-2840	0735-22-2842	info@shinguu.jp	https://www.shinguu.jp/
67	鳥取県フィルムミッション	680-0805	鳥取県鳥取市生田町4丁目411	0857-39-2111	0857-39-2100	tottori-fc@tottori-guide.jp	http://www.tottori-guide.jp/fc
68	隱岐の島フィルムミッション	685-8585	島根県隱岐諸島隱岐の島町成比町1 隱岐の島町役場 地域振興課観光振興係	08512-2-8575	08512-2-4997	kankou@town.okinoshima.shimane.jp	https://okinoshimafilm.wixsite.com/dkifc
69	島根フィルムミッションネットワーク	690-8501	島根県松江市殿町1番地島根県商工労働産業振興課内	0852-21-3960	0852-22-5580	loca@shimakanren.or.jp	http://www.kankou-shimane.com/loca
70	岡山県フィルムミッション協議会	700-0822	岡山県岡山市北区表町1-5-1 岡山シティピア2階(公社)岡山県観光連盟	086-233-1802	086-231-5393	info@okayama-kanko.jp	http://www.okayama-kanko.jp/fc/
71	広島フィルム・ミッション	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6F	082-554-1811	082-554-1815	film@fc.hcwb.city.hiroshima.jp	http://www.fc.hcwb.city.hiroshima.jp/
72	おのみちフィルム・ミッション	722-8501	広島県尾道市久保一丁目15-1 観光課内	0848-38-9184	0848-38-9293	kanko@city.onomichi.hiroshima.jp	http://www.onomichi-film.jp/
73	フィルム・ミッションみはら	723-8601	広島県三原市巷町3丁目5番1号三原市経営企画部広報課内	0848-67-6007	0848-64-7101	koho@city.mihara.hiroshima.jp	http://mihara-fc.net/
74	ふくやまフィルムミッション	720-0067	広島県福山市西町2丁目10番1号(公社)福山市観光協会	084-926-2649	084-926-0664	kyo@fukuyama-kanko.com	http://www.fukuyama-kanko.com/FukuyamaFC/index.html
75	山口県フィルム・ミッション	753-8501	山口県山口市瀬戸町1-1 山口県観光イメージ推進室内	083-933-3170	083-933-3179	a16200@pref.yamaguchi.lg.jp	http://film-yg.com/
76	山口市フィルム・ミッション	753-0042	山口県山口市惣太夫町2番1号JR山口駅2階一般財団法人山口観光コンソーシアム内	083-933-0088	083-933-0089	info@yamaguchi-city.jp	http://ycfc.yamaguchi-city.jp/
77	岩国市フィルムミッション	740-8585	山口県岩国市今津町1丁目14-51 岩国市役所構造課内	0827-29-5116	0827-22-2866	kankou@city.iwakuni.lg.jp	http://www.iwakuni-city.net/?page_id=346
78	下関フィルム・ミッション	750-0008	山口県下関市田中町5-6 下関市観光ボーナス文化振興課内	083-231-1350	0832-31-1853	sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	https://shimonoseki.travel/filmcommission/
79	萩町支據隊	758-8555	山口県萩市大字立向510番地(萩市観光課)	0838-25-3139	0838-26-0716	kankouka@city.hagi.lg.jp	http://www.city.hagi.lg.jp/fc/
80	長門市フィルム・ミッション	759-4106	山口県長門市仙崎4297-1 観光案内所「MUKITE」内	0837-27-0074	0837-27-0079	info@navavi.jp	https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/film/
81	宇部フィルムミッション	755-8601	山口県宇部市常盤町1丁目7番1号観光・グローバル推進課	0836-34-8156	0836-22-6083	ubefo@city.ube.yamaguchi.jp	https://ube-film.com/
82	美祢市フィルムミッション	754-0511	山口県美祢市秋芳町秋吉3506-2(美祢市役所構造課内)	0837-62-1430	0837-62-0105	kankoushinkou@city.mine.lg.jp	http://www.mine-city-fc.com/
83	徳島県カーニヨン・サービス	770-8570	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県観光政策課	088-621-2702	088-621-2851	tls@mail.pref.tokushima.jp	http://our.pref.tokushima.jp/tls/
84	香川フィルムミッション	760-8570	香川県高松市番町4-1-10(公社)香川県観光協会内	087-832-3377	087-861-4151	kagawa_fo@21kagawa.com	http://www.my-kagawa.jp/fco/
85	えひめフィルム・ミッション	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県内	089-912-2493	089-912-2489	ehime-film@pref.ehime.jp	http://ehime-film.com/
86	今治地方フィルム・ミッション	794-0013	愛媛県今治市片原町1丁目100番地3(公社)今治地方観光協会	0898-22-0909	0898-22-0929	kankou@oideya.gr.jp	http://www.oideya.gr.jp/i-fc/
87	高知フィルムミッション	780-8570	高知県高知市丸内1-2-20 高知県庁本庁舎5階	088-823-1434	088-873-6181	kochi_fo@kochi-fc.jp	http://www.kochi-fc.jp/
88	北九州市フィルム・ミッション	803-8501	福岡県北九州市小倉北区城内1-1 北九州市市民文化ホール内	093-582-2389	093-582-5755	kfo@kitakyu-fc.com	http://www.kitakyu-fc.com/
89	福岡フィルムミッション	810-8620	福岡県福岡市中央区天神1-8-1 福岡市経済観光文化局シティ振興課内	092-733-5171	092-711-4354	info@fukuoka-film.com	http://www.fukuoka-film.com/
90	たかがわフィルムミッション	825-8501	福岡県田川市中央町1番1号田川市建物整備防災課内	0947-85-7147	0947-46-0124	info@tagawa-fc.com	http://www.tagawa-fc.com
91	NPO法人 柳川フィルムミッション	832-0065	福岡県柳川市沖端町35	080-3187-0162	0944-72-9013	info@yanagawa-film.jp	http://www.yanagawa-film.jp/
92	佐賀県フィルムミッション	840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新庁舎1階	0952-25-7296	0952-25-7443	saga_fo@pref.saga.lg.jp	http://www.saga-fc.jp/
93	長崎県フィルムミッション	850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号県庁5F(一社)長崎県観光連盟内	095-826-9407	095-824-3087	info_fo@ngs-kenkanren.com	http://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/film/
94	くまもとフィルムミッション	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号熊本県観光経済交流局国際課	096-333-2158	096-381-3343	kuma_fo@pref.kumamoto.lg.jp	http://kumanago.jp/fc/
95	くまもとダイ・フィルムオフィス	860-8601	熊本県熊本市中央区手取本町1-1 熊本市観光政策課内	096-328-2393	096-353-2731	bunkashinkou@city.kumamoto.lg.jp	https://kumamoto-guide.jp/film/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
96	天草フィルム・ミッション	863-0023	熊本県天草市中央新町15-7 天草市役所観光振興課内	090-3986-2156 0969-24-4331 (FC) 0969-32-6787 (市)	0969-24-4331 (FC) 0969-23-1999 (市)	info@amakusa-fc.com s-koyama@amakusa-fc.com	http://www.t-island.jp/film_commission/
97	大分市ケーションオフィス	870-8504	大分県大分市荷物町2-31 大分市商工労働観光部おおいた魅力発信局内	097-578-7749	097-537-5670	info@ita-location.net	http://www.ita-location.net/
98	大分県ケーリーズ・推進協議会	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号大分県商工観光労働部 観光局 観光振興促進室内	097-506-2118	097-506-1729	—	http://oita-fc.jp
99	宇佐フィルム・ミッション	879-0492	大分県宇佐市大字上田1030-1 宇佐市観光まちづくり課内	0978-27-8171	0978-32-2324	info@usa-city.jp	http://fc.usa-city.jp/
100	宮崎フィルム・ミッション	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県観光推進課内	0985-26-7104	0985-26-7327	info@fc-miyazaki.com	http://www.fc-miyazaki.com/
101	特定非営利活動法人 かごしまフィルムオフィス	892-0822	鹿児島市泉町10-10	090-8910-2505	099-255-3701	info@k-foffice.com	http://k-foffice.com/
102	鹿児島市観光交流局観光プロモーション課	892-8677	鹿児島県鹿児島市山下町11-1	099-216-1344	099-216-1320	kankopromo@city.kagoshima.lg.jp	http://www.city.kagoshima.lg.jp/
103	沖縄フィルムオフィス	901-0152	沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階（一財）沖縄観光B館内	098-859-6162	098-859-6222	filmoffice@ocvb.or.jp	http://filmoffice.ocvb.or.jp/
104	沖縄市KOZA フィルムオフィス	904-0031	沖縄県沖縄市上地1-1-1 ゴザ ミュージックタウン106 一般社団法人 沖縄市観光物産振興協会内	098-989-5566	098-989-5567	info@koza-fo.com	http://koza-fo.com/
105	石垣島フィルムオフィス	907-0013	沖縄県石垣市川平町1-1-4	0980-82-2809	0980-83-6296	https://ishigakijima-filmoffice.com/	http://ishigakijima-filmoffice.com/
正会員(関係団体)							
106	北海道ケーション連絡室	060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-241-3230	011-232-4120	seisaku_fc@pref.hokkaido.lg.jp	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/location.htm
107	あきたけ支援ネットワーク	010-8572	秋田県秋田市山王3-1-1 第2庁舎1階	018-860-1073	018-860-3868	kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp	https://camon3.pref.akita.lg.jp/akitavision/nouvelakita/
108	みのりくフィルムミッション 奥州市PR推進室	023-1105	岩手県奥州市江刺区大通り1-8 奥州市江刺総合支所	0197-34-2343	0197-35-3476	location@city.oshi.iwate.jp	http://www.oshu-fc.jp/
109	にかほ市フィルムミッション	018-0192	秋田県にかほ市象潟町字浜/田1番地にかほ市観光課内	0184-43-3230	0184-43-5707	kankou@city.nikaho.akita.lg.jp	http://www.city.nikaho.akita.jp/index.html
110	内撫フィルムミッション	920-0292	石川県河北郡内撫町字大学1-2-1 内撫町役場 地域振興課 観光振興室内	076-286-6708	076-286-6709	karko@town.uchinada.lg.jp	http://www3.town.uchinada.lg.jp/ufc/index.html
111	信州フィルムミッションネットワーク	380-8570	長野県長野市南長野御前下692-2 長野県庁内 一般社団法人長野県観光機構	026-234-7219	026-217-7331	sfon@nagano-tabi.net	http://www.nagano-tabi.net
112	静岡県フィルムミッション連絡協議会	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9番6号静岡県文化・観光情報交流局観光政策課	054-221-3638	054-221-3627	kankou@pref.shizuoka.lg.jp	http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/
113	愛知県フィルムミッション協議会	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-954-6355	052-973-3584	aichi-film@pref.aichi.lg.jp	http://aichi-film.jp/
114	HYOGO Medio フィルムミッション	679-3116 (679-2424)	兵庫県神崎郡伊丹町寺前64(役場住所) (事務局: 兵庫県神崎郡神河町柏尾471-3) 神河町役場地域振興課内	080-5365-3412 0790-35-9705	0790-33-9488	info@hyogamediofc.com	http://www.hyogamediofc.com

口ヶ支援依頼書

参考 3

[団 体 名] 御中

年 月 日

別紙の同意事項に同意のうえ、以下の通りロケ支援を依頼します。

依頼者に関する事項			
依頼者	(〒　　-　　)		
	住所		
	名 称		
代表者	印		
担当者氏名		担当者連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
担当者 E-mail			

撮影する作品に関する事項			
作品名			
作品の種類	<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> TV番組 (<input type="checkbox"/> TVドラマ <input type="checkbox"/> バラエティ番組 <input type="checkbox"/> 旅番組) <input type="checkbox"/> TVCM <input type="checkbox"/> プロモーションビデオ <input type="checkbox"/> 出版物 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に :))		
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ			
作品概要 シーン概要			
製作会社名		配給元・放送局	
公開・放映日程			予定 or 決定
添付資料	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> スケジュール <input type="checkbox"/> 台本、脚本 <input type="checkbox"/> スタッフ表、出演者表 <input type="checkbox"/> 絵コンテ、イメージボード等 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に :))		

(送付先 FAX: **-****-**** E-mail: [E-mail アドレス])

撮影現場に関する事項							
ロケハン日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のうち 日間				予定 or 決定		
撮影日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のうち 日間				予定 or 決定		
現場責任者氏名			現場責任者 連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:			
主なロケ予定地							
撮影人員	ロケハン ロケ	名 名 (内訳:スタッフ		名・俳優	名・その他	名)	
撮影車両	□ロケバス □その他	台	□乗用車 台	□トラック 台	□1BOX 台	台	

質問事項	
[団体名]によるロケ現場の撮影 (出演者が映りこまないものに限る) を許可するか。	許可する or 許可しない
[団体名]に撮影の成果物を提出するか。	提出する or 提出しない
作品に「[団体名]」のクレジットを入れることを承諾するか。	承諾する or 承諾しない
地元メディアによる撮影現場取材を承諾するか。	承諾する or 承諾しない
作品ポスター、サインその他グッズ等を [団体名]に提供するか。	提供する or 提供しない

依頼者は、**【団体名】**(以下「当団体」)にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影等」)を実施するものとします。
- 依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。当団体は、依頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあります。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行ふものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。
- 依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知するものとします。

2. 事故等の防止

- 依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者

等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。

- 依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとします。

4. 地域住民の合意形成、現地における調整等

- 依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最善の措置を取るよう努めるものとします。当団体は、かかる合意形成のための措置に関して、依頼者に助言を行うことがあります、依頼者はかかる助言に基づき必要な措置を取るよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5. 第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等

との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。依頼者がかかる関係者等との間でトラブル・紛争が発生した場合でも、当団体は一切の責任を負わないものとします。

6. 計画

- 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出するものとします。
- 依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。

7. 原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当団体に撮影等の終了を報告するものとします。

8. ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9. 損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に対していかなる請求等をしないものとします。
- 依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10. 免責

- 当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していくつかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。

- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11. 広報

- 当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a. 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
 - b. 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
 - c. 作品に当団体のクレジットを入れること。
 - d. 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。

以上

【道路交通法】道路使用許可、制限けん引の許可、制限外積載／設備外積載／荷台乗車に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：警察庁）

1 制度の概要

(1) 道路使用許可

道路使用許可の概要

1. 道路とは？

「道路」とは、道路交通法第2条第1項第1号で、以下の①から③とされています。

①. 道路法第2条第1項に規定する道路

一般交通の用に供する道路で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいいます。

②. 道路運送法第2条第8項に規定する自動車道

専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道路で①以外のものをいいます。

③. 一般交通の用に供するその他の場所

①・②以外で不特定の人や車が自由に通行することができる場所をいいます（不特定人の自由な通行が認められている私道、空き地、広場、公開時間中の公園内の道路等）。

2. 道路における禁止行為

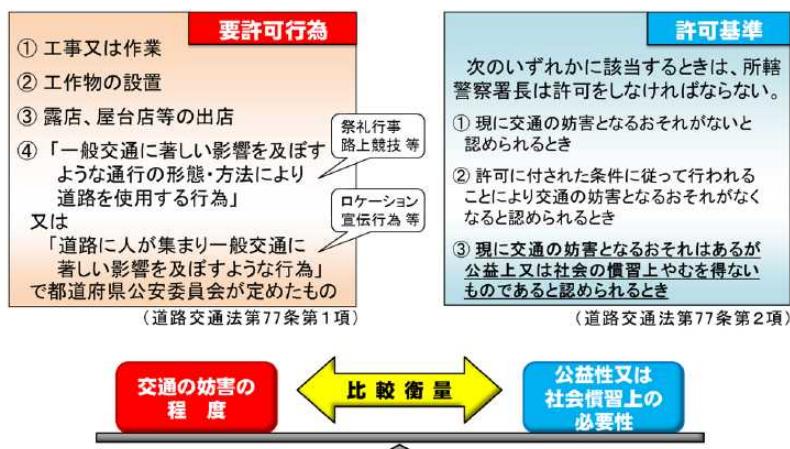
道路交通法第76条では、何人もいかなる場合にあっても、交通の妨害となるような方法で物をみだりに道路上に置いたり、道路上の人や車を損傷させるおそれのある物を投げるなどの行為（絶対的禁止行為）を行うことは禁止されています。

3. 道路使用許可制度の概要

道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、このうち、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為（相対的禁止行為）を、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第77条第1項に定めています。

道路使用許可が必要な行為を行う場所を管轄する警察署長は、道路交通法第77条第2項の規定に基づき、以下の①から③のいずれかに該当する場合は許可をしなければなりません。

- ①. 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
 - ②. 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき
 - ③. 現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき



(2) 制限外牽引許可

自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合においては、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車によって牽引するときは1台を超える車両を、その他の自動車によって牽引するときは2台を超える車両を牽引してはならない。また、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さが25メートルを超えることとなるときは牽引してはならない。ただし、公安委員会が道路を指定し、又は時間有限で許可したときは、制限を超えて牽引することができる。

(3) 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可

ア 制限外積載

車両の運転者は、当該車両について政令で定める積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えて積載をして車両を運転してはならない。ただし、軽車両を除く車両の運転者は、貨物が分割できないものであるため、積載重量等の制限を超えることとなる場合において、出発地を管轄する警察署長が車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限って許可したときは、その許可に係る積載重量等の範囲内で制限を超える積載をして車両を運転することができる。

イ 設備外積載許可

車両の運転者は、乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、出発地を管轄する警察署長がその車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可したときは、指定された場所に積載して車両を運転することができる。

ウ 荷台乗車許可

貨物自動車を除く車両の運転者は、乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させて車両を運転してはならない。ただし、貨物自動車の運転者は、出発地を管轄する警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認めて人員を限って許可をしたときは、許可された人員の範囲内で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。

2 申請様式、記載例

(1) 道路使用許可

別記様式第六（第十条関係）

道 路 使 用 許 可 申 請 書		
年 月 日		
警 察 署 長 殿		
住所		
申請者		
氏名 印		
道路使用の目的		
場所又は区間		
期 間	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで	
方法又は形態		
添 付 書 類		
現 場	住 所	
責任者	氏 名	電 話
第 号		
道 路 使 用 許 可 証		
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。		
条 件		
年 月 日		
警 察 署 長 印		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第六（第十条関係）

道 路 使 用 許 可 申 請 書																	
(1) 年 月 日																	
(2) 警 察 署 長 殿																	
住所																	
(3) 申請者																	
氏名 印																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">道路使用の目的</td><td>(4)</td></tr> <tr><td>場所又は区間</td><td>(5)</td></tr> <tr><td>期 間</td><td>(6) 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで</td></tr> <tr><td>方法又は形態</td><td>(7)</td></tr> <tr><td>添 付 書 類</td><td>(8)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">現 場</td><td>(9)</td></tr> <tr> <td>住 所</td><td>電 話</td> </tr> <tr> <td>責任者</td><td>氏 名</td> </tr> </table>		道路使用の目的	(4)	場所又は区間	(5)	期 間	(6) 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで	方法又は形態	(7)	添 付 書 類	(8)	現 場	(9)	住 所	電 話	責任者	氏 名
道路使用の目的	(4)																
場所又は区間	(5)																
期 間	(6) 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで																
方法又は形態	(7)																
添 付 書 類	(8)																
現 場	(9)																
	住 所	電 話															
責任者	氏 名																
第 号																	
道 路 使 用 許 可 証																	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。																	
条件																	
年 月 日																	
警 察 署 長 印																	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- ① 申請の日を記載します。
- ② 道路使用の許可行為に係る場所を管轄する警察署名を記載します。
- ③ 申請者が会社、団体の場合、許可の対象となる代表者の氏名、会社等の名称、所在地を記載します。
- ④ 道路使用の目的を具体的に記載します。
- ⑤ 実際に使用する道路の場所又は区間の番地を正しく記載します。
- ⑥ 実際に道路を使用する期間を記載します。（撮影内容により異なりますので、警察署等に相談ください。）
- ⑦ 撮影の方法、人数、道路の使用方法等について記載します。
- ⑧ 道路使用の場所又は区間の付近の見取図、その他各記載項目の事項を補足するために公安委員会が必要と認めた書類として添付した書類名を記載します。
- ⑨ 現場責任者が在籍する会社等の所在地、電話番号（携帯電話番号）を記載します。

※申請は2通（添付資料も含む。）提出してください。

添付資料の詳細は、各都道府県警察に確認してください。

(2) 制限外牽引許可
別記様式第五 (第八条の五関係)

制限外けん引の許可申請書																																																
年　　月　　日																																																
公安委員会 殿																																																
住　　所																																																
申請者																																																
氏　名　　　　　　　印																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">申請者の免許の種類</td> <td colspan="2">免許証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">けん引する自動車</td> <td>種類</td> <td></td> <td>番号標に表示されている番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">けん引される車両</td> <td>種類</td> <td>台数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">けん引の全長</td> <td>m</td> <td>運搬品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">けん引の方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">けん引の年月日時</td> <td>年　月　日</td> <td>時から</td> <td>年　月　日　時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">けん引の経路</td> <td colspan="2">出　發　地</td> <td>經　由　地</td> <td>目的　地</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">通行する道路</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					申請者の免許の種類		免許証番号			けん引する自動車		種類		番号標に表示されている番号	けん引される車両		種類	台数	台	けん引の全長		m	運搬品名		けん引の方法					けん引の年月日時		年　月　日	時から	年　月　日　時まで	けん引の経路	出　發　地		經　由　地	目的　地					通行する道路				
申請者の免許の種類		免許証番号																																														
けん引する自動車		種類		番号標に表示されている番号																																												
けん引される車両		種類	台数	台																																												
けん引の全長		m	運搬品名																																													
けん引の方法																																																
けん引の年月日時		年　月　日	時から	年　月　日　時まで																																												
けん引の経路	出　發　地		經　由　地	目的　地																																												
	通行する道路																																															
第　　号																																																
制限外けん引許可証																																																
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>条　件</td> <td></td> </tr> </table>					条　件																																											
条　件																																																
年　　月　　日																																																
公安委員会　印																																																

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第五（第八条の五関係）

制限外けん引の許可申請書

(1) 年 月 日

(2) 公安委員会 殿

住 所

(3) 申請者

氏 名 印

申請者の免許の種類	(4)		免許証番号	(5)
けん引する自動車	種類	(6)	番号標に表示されている番号	(7)
けん引される車両	種類	(8)	台 数	(9) 台
けん引の全長	(10) m		運搬品名	(11)
けん引の方法	(12)			
けん引の年月日時	(13) 年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
けん引の経路 (14)	出発地	経由地	目的 地	
	通行する道路			

第 号

制限外けん引許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

年 月 日

公安委員会 印

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- ① 申請日を記載します。
- ② 申請先の公安委員会名を記載します。
- ③ 申請車両の運転者（以下「運転者」という。）の住所、氏名を記載します。（運転者が複数の場合は、運転者一覧を添付してください。）
- ④ 運転者の免許の種類（大型、牽引等）を記載します。
- ⑤ 運転者の免許証番号を記載します。
- ⑥ 牽引する自動車の種別、用途等を記載します。
- ⑦ 車両番号等（ナンバー）を記載します。（牽引される車両も記載して下さい。）
- ⑧ 牽引される車両の種別、用途等を記載します。
- ⑨ 牽引される車両の台数を記載します。
- ⑩ 牽引した場合の牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さを記載します。
- ⑪ 運搬品名を具体的に記載します。
- ⑫ 牽引方法を具体的に記載します。
- ⑬ 実際に運行を要する期間を記載します。
- ⑭ 住所、目的地、道路名等を具体的に記載します。（記載しきれない場合は別紙により記載します。）

※申請は2通（添付資料も含む。）提出してください。

添付資料の詳細は、各都道府県警察に確認してください。

(3) 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可

別記様式第四 (第八条関係)

制限外積載 設備外積載 許可申請書 荷台乗車						
年 月 日						
警察署長殿						
住 所						
申請者						
氏 名				印		
申請者の免許の種類		免許証番号				
車両の種類		番号標に表示されている番号				
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量		
	m	m	m	kg		
運搬品名						
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量		
	m	m	m	kg		
制限を超える積載の方法	前	後	左	右		
	m	m	m	m		
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員				
運転の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
運転経路	出発地	経由地	目的 地			
	通行する道路					
第 号 制限外許可証						
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">条件</td> <td></td> </tr> </table>					条件	
条件						
年 月 日						
警察署長 印						

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 ① 設備外積載 許可申請書 荷台乗車				
② 年 月 日				
③ 警察署長殿				
住 所				
④ 申請者				
氏名 印				
申請者の免許の種類	⑤	免許証番号	⑥	
車両の種類	⑦	番号標に表示されている番号		⑧
車両の諸元 ⑨	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名	⑩			
制限を超える大きさ 又は重量 ⑪	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法 ⑫	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所 ⑬		荷台に乗せる人員 ⑭		
運転の期間	⑮ 年 月 日から 年 月 日まで			
運転経路 ⑯	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路			
第 号				
制限外許可証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条件				
年 月 日				
警察署長印				

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- ① 該当する項目を囲みます。
- ② 警察署への申請日を記載します。
- ③ 申請先の警察署名を記載します。 (出発地を管轄する警察署)
- ④ 申請車両の運転者 (以下「運転者」という。) の住所、氏名を記載します。 (運転者が複数の場合は、運転者一覧を添付してください。)
- ⑤ 運転者の免許の種類 (普通、大型等) を記載します。
- ⑥ 運転者の免許証番号を記載します。
- ⑦ 車両の種別、用途等を記載します。
- ⑧ 車両番号等 (ナンバー) を記載します。
- ⑨ 自動車検査証上の車両の長さ、幅、高さ、最大積載量を記載します。
- ⑩ 運搬品名を記載します。
- ⑪ 実際に制限を超える積載物の大きさ等を記載します。

※長さ：積載可能範囲 (10 分の 1) を引いた値

幅：車幅を超えた値

高さ：車両に積載した状態で地上から 3.8 メートル (指定道路の場合は 4.1 メートル) を超えた値 (軽四自動車の場合は 2.5 メートル)

- ⑫ 車体からはみ出している長さを記載します。
※長さ：積載可能範囲 (10 分の 1) を引いた値

幅：車幅を超えた値

- ⑬ 積載する場所を具体的に記載します。

- ⑭ 荷台に乗せる人員を記載します。

- ⑮ 実際に運行をする期間を記載します。

- ⑯ 住所、目標、道路名等を具体的に記載します。 (記載しきれない場合は別紙により記載します。)

※申請書は 2 通 (添付資料も含む。) を提出してください。

添付資料の詳細は、各都道府県警察に確認してください。

3 申請窓口

【窓口一覧】

都道府県	担当窓口	代表電話
北海道警察本部	交通規制課都市交通第一係	011-251-0110
青森県警察本部	交通規制課規制第二係	017-723-4211
岩手県警察本部	交通規制課規制係	019-653-0110
宮城県警察本部	交通規制課規制第二係	022-221-7171
秋田県警察本部	交通規制課規制第三係	018-863-1111
山形県警察本部	交通規制課規制係	023-626-0110
福島県警察本部	交通規制課交通規制第四係	024-522-2151
警視庁本部	交通規制課道路第二係	03-3581-4321
茨城県警察本部	交通規制課許可指導係	029-301-0110
栃木県警察本部	交通規制課許可指導係	028-621-0110
群馬県警察本部	交通規制課管理指導係	027-243-0110
埼玉県警察本部	交通規制課規制企画係	048-832-0110
千葉県警察本部	交通規制課許可指導係	043-201-0110
神奈川県警察本部	交通規制課都市交通対策室 道路使用対策班	043-201-0110
新潟県警察本部	交通規制課規制第一係	025-285-0110
山梨県警察本部	交通規制課規制企画係	055-221-0110
長野県警察本部	交通規制課規制係	062-233-0110
静岡県警察本部	交通規制課規制企画係	054-271-0110
富山県警察本部	交通規制課規制係	076-411-2211
石川県警察本部	交通規制課規制第一係	076-225-0110
福井県警察本部	交通規制課駐車対策係	0776-22-2880
岐阜県警察本部	交通規制課企画係	058-271-2424
愛知県警察本部	交通規制課道路使用係	052-951-1611
三重県警察本部	交通規制課規制総務係	059-222-0110
滋賀県警察本部	交通規制課規制第一係	077-522-1231

都道府県	担当窓口	代表電話
京都府警察本部	交通規制課協議・許認可係	075-451-9111
大阪府警察本部	交通規制課道路使用第一係	06-6943-1234
兵庫県警察本部	交通規制課道路使用係	078-341-7441
奈良県警察本部	交通規制課規制係	0742-23-0110
和歌山県警察本部	交通規制課企画規制係	073-423-0110
鳥取県警察本部	交通規制課規制係	0857-23-0110
島根県警察本部	交通規制課規制係	0852-26-0110
岡山県警察本部	交通規制課企画係	086-234-0110
広島県警察本部	交通規制課規制第一係	082-228-0110
山口県警察本部	交通規制課規制企画係	083-933-0110
徳島県警察本部	交通規制課規制係	088-622-3101
香川県警察本部	交通規制課規制企画係	087-833-0110
愛媛県警察本部	交通規制課規制係	089-934-0110
高知県警察本部	交通規制課規制係	088-826-0110
福岡県警察本部	交通規制課許可第一係	092-641-4141
佐賀県警察本部	交通規制課企画係	0952-24-1111
長崎県警察本部	交通規制課企画・規制・標識表示係	095-820-0110
熊本県警察本部	交通規制課管理第一係	096-381-0110
大分県警察本部	交通規制課規制総務係	097-536-2131
宮崎県警察本部	交通規制課規制第一係	0985-31-0110
鹿児島県警察本部	交通規制課企画許可係	099-206-0110
沖縄県警察本部	交通規制課規制係	098-862-0110

【道路法】道路占用許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

1 制度の概要

道路占用制度の概要について

道路占用とは

○道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路上に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用するこ
とを「道路の占用」といいます。

※地上に物件を設置することのほか、地下に水道・下水道・ガスなどの管路を埋設することや沿道の建物から看板や日除け等を道
路の上空に突き出して設置することも含まれます。

道路占用許可とは

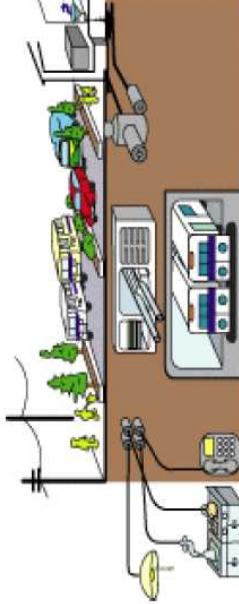
○道路を占用しようとする場合には、道路を管理している「道路管理者（※1）」の許可が必要になります。
(道路法第32条)

○占用の許可を受けた場合には、「占用料（※2）」が発生します。（道路法第39条）

※ 道路は、一般的な通行を本来の目的としており、道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管
理者の許可が必要になります。

※ また、許可を得るためにには、占用しようとする物件が道路の構造・交通に著しい支障を与えないものであることなどが必要にな
ります。

※1	→ 国道事務所 都道府県又は政令市が管理する国道の場合にはそれぞれの土木 事務所
都道府県道	→ 都道府県又は政令市の土木事務所
市町村道	→ 市町村役場



水管、下水道管、鉄道、ガス管、電柱及び
電線等を道路に設置するとき

※2
道路法施行令（別表）により定められています。地方公共団体の条例により、別
途定められております。地方公共団体の占用料は、地方公共団体の条例によります。
国以外の道路管理者が管理する道路の占用料は、地元公共団体の条例によります。

2 申請様式、記載例

【別添】

道路占用 許可申請
協議書

新規	更新	変更	年　月　日
----	----	----	-------

殿

年　月　日

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

E-mail

道路法 第32条 の規定により 許可を申請します。
第35条 協議

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施の方法
道路の復旧方法			添付書類
備考			

記載要領

- 「許可申請 協議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新規 更新 変更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

※ 記載例

道路占用許可申請書

新規		
----	--	--

関東地方整備局長 殿

令和 2年 4月17日

〒123-4567
住 所 XXXXXXXXXX XXXXXXXX

氏 名 占用者太郎 V e r 3

代表取締役 代表者太郎

担当者 担当者太郎

T E L 12-345-6789 (0000)

メールアドレス 1@mlit.go.jp

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占 用 の 目 的	日よけの新設のため			
占 用 の 場 所	路線名 一般国道1号	車道		
	場 所 (自) 占用の場所 (はじまり) から (至) 占用の場所 (おわり)			
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量	
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
占 用 の 期 間	令和 2年 4月 17日 から 令和 3年 3月 31日 まで	1年0月間	占 用 物 件 の 構 造	別紙のとおり
工 事 の 期 間	令和 2年 4月 17日 から 令和 2年 4月 17日 まで	1日間	工事実施 の 方 法	サンプル
道 路 の 復旧方法	サンプル		添付書類	別紙のとおり

備 考

サンプル

3 申請・相談窓口

道路占用許可は、国道、都道府県道、市区町村道を管理する各道路管理者が行っている。

なお、国道には国が管理する国道（指定区間内国道）及び都府県や政令市が管理する国道（指定区間外国道）がある。道路管理者が不明な場合は、下記の国土交通省（沖縄県内は内閣府）の窓口に問い合わせいただきたい。

なお、道路占用許可の事務手続は各道路管理者の事務所等にて行っており、指定区間内国道の事務所については下記に、その他の道路についてはそれぞれの道路管理者（地方公共団体）にお問い合わせいただきたい。

問い合わせ窓口一覧（指定区間内国道）

エリア	名称	連絡先（代表）
北海道	北海道開発局建設部建設行政課 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kengyou/u23dsn00000190c.html	011-709-2311
東北	東北地方整備局道路部路政課 http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/senyo/secchia/sinsei.htm	022-225-2171
関東	関東地方整備局道路部路政課 https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000076.html	048-601-3151
北陸	北陸地方整備局道路部路政課 http://www.hrr.mlit.go.jp/road/senyou/index.html	025-280-8880
中部	中部地方整備局道路部路政課 https://www.cbr.mlit.go.jp/sinsei/06.html	052-953-8119
近畿	近畿地方整備局道路部路政課 https://www.kkr.mlit.go.jp/road/shinsei/dourosenyou/index.html	06-6942-1141
中国	中国地方整備局道路部路政課 http://www.cgr.mlit.go.jp/info/douro/madoguchi.pdf	082-221-9231
四国	四国地方整備局道路部路政課 http://www.skr.mlit.go.jp/road/dosin/doo2.htm	087-851-8061
九州	九州地方整備局道路部路政課 http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/kyoka/shinsei/file/madoguchi.pdf	092-471-6331
沖縄	内閣府沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 http://www.ogb.go.jp/kaiken/kaiken_baner_madoguchi.html	098-866-0031

【道路運送車両法】劇用車の運行に関する自動車登録制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

1 制度の概要

(1) 自動車を一般の道路で走らせる（運行の用に供する）場合には、道路運送車両法第4条の規定に基づき、登録を受けなければ運行の用に供してはならないとされている。

ただし、ロケーション現場が、警察署長から道路使用許可を受け、交通規制により一般交通が遮断されている道路（以下「使用許可・交通規制道路」という。）である場合、同法における一般交通の用に供される場所ではないと解されることから、使用許可・交通規制道路における劇用車（同法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって、劇中において使用するためのものをいう。以下同じ。）の使用については、同法における「運行」には該当しないことから、同法に基づく登録を受ける必要はない。

また、同法第19条の規定により、登録を受けた自動車は交付を受けた自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示しなければ運行の用に供してはならないとされているが、使用許可・交通規制道路における劇用車の使用の際には、同様に、同法に基づく自動車登録番号標の表示をする必要はない（いわゆる「架空ナンバープレート」を表示した劇用車を使用することもできる。）。

(2) 劇用車を使用するロケーション現場が、使用許可を受けた道路である場合、当該劇用車を使用した撮影及びロケーション現場まで回送するために必要な限度において、同法第35条第1項の「その他特に必要がある場合」として同法第34条の臨時運行許可を受けて運行の用に供することができる。

この臨時運行許可の申請に際しては、申請書に「撮影及びそのための回送」と記載するとともに、道路使用許可証の写しを添付すること。

なお、臨時運行許可は道路運送車両の保安基準に適合しない劇用車に対して運行を許可するものではなく、自動車の使用者は保安基準に適合させた状態で運行する義務を有していることに留意すること。

※ 劇用車が軽自動車（検査対象のもの）等の場合においても、上記制度に準じた取扱いとなる。

2 申請様式、記載例

(申請様式)

自動車臨時運行許可申請書 APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE		
※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。		
車名 Maker of the vehicle	1 箱形(Box-shaped) 2 ステーションワゴン(Station Wagon) 3 バン(Van) 4 キャブオーバー(Cab-over) 5 オートバイ(motorcycle) 6 その他()	
車台番号 Serial No.		
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection) 2 登録のための回送(Registration) 3 封印取付け(Seal)のための回送 4 その他(Other) ()	
運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	
運行の期間 Service period	自(From) 年 月 日 ~ 至(To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)	
裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。		
○○区・市・町・村 長殿		
申 請 人	住所 Applicant's Address 氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください 業種 Type of industry 番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	番号標番号 No. 許可番号 No. 許可年月日 Year Month Day 有効期間 ~ Year Month Day 返納月日 Year Month Day 備考 返納期限 Year Month Dayまで

(記載例)

自動車臨時運行許可申請書 APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE		
※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。 ●●自転車(自転車メーカー名)		
車名 Maker of the vehicle	1 箱形(Box-shaped) 2 ステーションワゴン(Station Wagon) 3 バン(Van) 4 キャブオーバー(Cab-over) 5 オートバイ(motorcycle) 6 その他()	
車台番号 Serial No.	1234-5678	
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection) 2 登録のための回送(Registration) 3 封印取付け(Seal)のための回送 4 その他(Other) (撮影及びそのための回送)	
運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。 ●●(出発地)~●●(経由地)~●●(到着地)	
運行の期間 Service period	自(From) ●●年●●月●●日 ~ 至(To) ●●年●●月●●日 (●日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)	
裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。		
○○区・市・町・村 長殿		
申 請 人	●●県●●市●●町1-1-1 ●●映像制作株式会社 氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください 電話(Tel) 00(1234) 5678 携帯電話 090(1234) 5678 業種 Type of industry 番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	番号標番号 No. 許可番号 No. 許可年月日 Year Month Day 有効期間 ~ Year Month Day 返納月日 Year Month Day 備考 返納期限 Year Month Dayまで

※「運行の目的」欄は、「4. その他」を選び、「撮影及びそのための回送」と記載すること。

※申請書及び添付書類(道路使用許可証等の写し等)を提出して申請すること。

3 申請窓口

最寄りの運輸支局若しくは自動車検査登録事務所又は市若しくは一部の町村が窓口となる。

【航空法】無人航空機の飛行に関する許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

1 制度の概要

(1) 飛行ルールの対象となる機体

飛行ルールの対象となる機体は「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く）」であり、いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプタ一等が該当する。

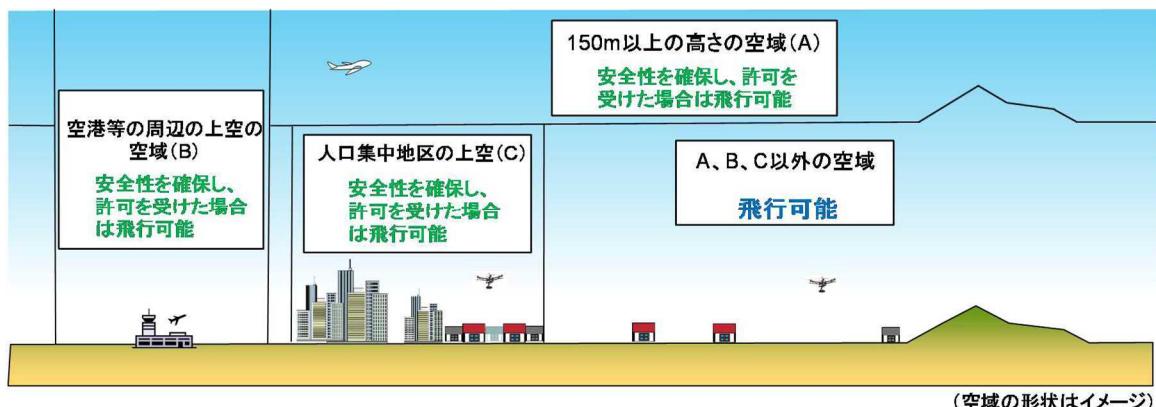
（例）



(2) 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域について

以下の（A）～（C）の空域のように、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。詳細は航空局HPを参照のこと。

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html)



(3) 申請手続の概要

- 飛行許可・承認申請についてはオンライン申請、郵送及び持参のいずれかの方法により申請が可能。
- 詳細については航空局HPを参照のこと。

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html)

2 申請様式

(様式 1)

年 月 日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

新規 更新^{*1} 変更^{*2}

殿

氏名又は名称

及び住所

並びに法人の場合は代表者の氏名

(連絡先)

印

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条ただし書の規定による許可及び同法第 132 条の 2 ただし書の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業		
		<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス			
		<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守				<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配
		<input type="checkbox"/> 自然観測				<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等	
<input type="checkbox"/> 趣味							
<input type="checkbox"/> その他 ()							
飛行の日時 ^{*3}							
飛行の経路 ^{*4} (飛行の場所)							
飛行の高度	地表等からの高度	m	海拔高度	m			
申請事項及び理由	飛行禁止空域の飛行 (第 132 条関係)	<input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域(空港等名称)					
		<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域(空港等名称)					
		<input type="checkbox"/> 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域					
		<input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空					
		【飛行禁止空域を飛行させる理由】					

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(次頁に続く)

飛行の方法 (第132条 の2関係)	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から 30m以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 【第132条の2第5号から第10号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】
	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機の機能及び性能に関する事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり ^{※5} 。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<input type="checkbox"/> 航空局標準マニュアルを使用する。 <input type="checkbox"/> 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 団体等名称： 飛行マニュアル名称： <input type="checkbox"/> 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
その他参考となる事項	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号： 許可承認日： ※許可承認書の写しを添付すること。

(次頁に続く)

	<p>【第三者賠償責任保険への加入状況】</p> <p><input type="checkbox"/>加入している (<input type="checkbox"/>対人 <input type="checkbox"/>対物)</p> <p>保険会社名 :</p> <p>商 品 名 :</p> <p>補 償 金 額 : (対人) (対物)</p> <p><input type="checkbox"/>加入していない</p>
その他参考となる事項	<p>【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果 (航空法第132条第1号に掲げる空域における飛行に限る。)】</p> <p><input type="checkbox"/>空港設置管理者等</p> <p>調整機関名 :</p> <p>調整結果 :</p> <p><input type="checkbox"/>空域を管轄する関係機関</p> <p>調整機関名 :</p> <p>調整結果 :</p>
	<p>【催しの主催者等との調整結果 (催し場所上空の飛行に限る。)】</p> <p>催 し 名 称 :</p> <p>主催者等名 :</p> <p>調整結果 :</p>
備 考	<p>【緊急連絡先】</p> <p>担当者 :</p> <p>電話番号 :</p>

(次頁に続く)

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するため必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
 - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
 - ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行
 - ・地表又は水面から 150m以上の高さの空域における飛行
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
 - ・夜間における目視外飛行
 - ・補助者を配置しない目視外飛行
 - ・催し場所の上空の飛行
 - ・趣味目的での飛行
- ※5 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

(参考様式)

別添資料○

飛行の経路

(詳細図)

無人航空機の製造者、名称、重量等

無人航空機	製造者名	
	名称	
	重量 (最大離陸重量)	
	製造番号等	
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)	
	所有者	氏名又は名称
		住所
		連絡先
	製造者名	
	名称	
操縦装置	仕様が分かる資料	

(様式2)

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

製造者名		名 称	
重量 ^{※1}		製造番号等	

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、3. の項も記載すること。

改造の有無 : 改造していない / 改造している (→改造概要及び3. を記載)

改 造 概 要

3. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

	確認事項	確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること (構造上、必要なものを除く。)。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
遠隔操作の機体 ^{※2}	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦の機体 ^{※3}	自動操縦システムにより、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず

※1 最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

※2 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

※3 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

無人航空機の運用限界等

(運用限界)

最高速度	
最高到達高度	
電波到達距離	
飛行可能風速	
最大搭載可能重量	
最大使用可能時間	

(飛行させる方法)

無人航空機の追加基準への適合性

※許可や承認を求める事項に応じて、必要な部分を抽出して（不要な部分は削除して）資料を作成してください。

※仮に、基準への適合性が困難な場合には、代替となる安全対策等を記載するなど、安全を損なうおそれがない理由等を記載してください。

○ 1号告示空域

基 準	適合性
航空機からの視認ができるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。 (進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域であって、人口集中地区の上空に該当する場合)	
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。	

○進入表面等の上空の空域を飛行

○150m以上の高さの空域を飛行

基 準	適合性
航空機からの視認ができるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。	

○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）

○人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）

基 準	適合性
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。	

○催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

基 準	適合性
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。	
飛行が想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有すること。	

○夜間飛行

基 準	適合性
無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有していること。 ただし、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている場合はこの限りでない。	

○目視外飛行

基 準	適合性
自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。	
地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できること（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。	
不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動すること。	

○危険物の輸送

基 準	適合性
危険物の輸送に適した装備が備えられ ていること。	

○物件の投下

基 準	適合性
不用意に物件を投下する機構でないこ と。	

無人航空機を飛行させる者一覧

No	氏名	住所	飛行させることが できる無人航空機	備考

(様式3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者 : ○○ ○○

確認事項		確認結果
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
知 識	航空法関係法令に関する知識を有すること。 安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準 	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認 	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
能力	遠隔操作の機体※ ₁ GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降 	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
自動操縦の機体※ ₂	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。 飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適

※1 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※2 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下のとおり、飛行させる者は飛行経験を有しており飛行マニュアルに基づいた飛行訓練を実施している。

飛行させる者： 〇〇 〇〇

総飛行時間： _____ 時間

夜間飛行時間： _____ 時間

目視外飛行時間： _____ 時間

物件投下経験： _____ 回

飛行マニュアル

※申請書記載例を参照の上、飛行マニュアルを作成してください。

記載例については、<https://www.mlit.go.jp/common/001216565.pdf> 参照。

3 申請窓口

○お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせは、航空局共通の「無人航空機ヘルプデスク」までお願いします。

無人航空機ヘルプデスク 03-4588-6457
受付時間 平日 午前9時00分から午後5時00分まで

○航空法第132条第1号の空域（空港等の周辺、高度150m以上）における飛行の許可申請窓口：

飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所（詳しくは「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご参照ください。）

○上記以外の許可・承認申請窓口：

飛行を行おうとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合

【申請窓口】

東京航空局

【連絡先】

〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

東京航空局保安部運用課 無人航空機審査担当あて

FAX 03-5216-5571

Mail cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp

飛行を行おうとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合

【申請窓口】

大阪航空局

【連絡先】

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪航空局保安部運用課 無人航空機審査担当あて

FAX 06-6920-4041

Mail cab-wmujin-daihyo@mlit.go.jp

※飛行させる場所に両局の管轄地域が含まれている場合、申請者の住所を管轄する住所を管轄する地方局へ提出してください。

【港則法】港内の行事等の許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

1 制度の概要

港則法に基づく工事・作業又は行事許可について

【港則法】(抜粋)

第31条 特定港^{*}内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長^{**}の許可を受けなければならない。
 第32条 特定港^{*}内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長^{**}の許可を受けなければならない。
 第31条の規定は、特定港^{*}以外の港について準用する。

*: 喫水の深い船舶が出入りする港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるもの。

**: 海上保安庁長官が海上保安官の中から命じ、特定港に適用される各規則における職種者として各特定港に置かれる。
 (各特定港を管轄する海上保安部署等の長が任命されている。)

- 港内において、工事又は作業を行うことは、一定の水域を占有し又は作業船等が直ちに移動できない等船舶交通の安全及び港内の整頓を阻害するおそれがあるため、港則法第31条の規定により港長の許可を受けることとしているもの。
 - 「工事」、「作業」には浚渫工事、潜水作業、工作物の設置等があるが、これら「工事」、「作業」の実施が船舶交通の安全全または港内の整頓に支障を与えるものを、本条の規制対象としている。
 - 一方、清掃作業等の当該行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるものや、船舶交通の実態がほとんどない水域における「工事」、「作業」など、他の船舶に影響を及ぼさない場合には本条から除外される。
- 船舶交通がふくそうする特定港内において行事を行うことは、一定の水域を占有し又は船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、港則法第32条の規定により港長の許可を受けることとしているもの。
 - 港則法上の行事とは、端艇競争のほか、海上パレード、水上花火大会等、水域を占有したり、船舶が通常の航行形態とは異なる形で航行するものが該当する。
 - 一方、行事は工事・作業と異なり、工作物等が設置されることもなく、しかも短時日の間に行われるのが通常であるので、港域外において行われるもの又は特定港(ほど)の船舶交通がない港(特定港以外の適用港)で行われるものに対して今まで規制していない。

工 事・作 業

行 事

2 申請様式

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあっては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

印

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
 - 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
 - 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
 - 4 申請書は、1通提出すること。
 - 5 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。
-

3 申請窓口

許可を受けようとする場所の最寄りの海上保安部署が窓口となる。

【消防法（条例）】火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出制度の概要、手続等について（所管省庁：消防庁）

1 制度の概要

屋外等でのロケ撮影にあたって、火災と紛らわしい煙や火炎を発生させるような場合、周辺住民から火災と誤認され、消防隊が出動することなどを防ぐために、事前に撮影場所を管轄している消防本部（消防署）にその内容を届け出る必要がある。

【関係条文：火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）】

第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- 一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- 二 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- 三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

（参考）

劇場、百貨店等の火災が発生した場合に人命に危険が生じるおそれのある一部の施設等においては、裸火の使用や、火災予防上危険な物品を持ち込む場合、事前に消防署の承認等を得る必要がある。

【関係条文：火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）】

第二十三条 次に掲げる場所で、消防長（消防署長）が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
- 二 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
- 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
- 四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 届出窓口

これらの制度は各市町村の定める火災予防条例に基づき運用されているため、撮影場所を管轄している消防本部（消防署）に、届出様式や窓口を含め電話などにより詳細な手続を事前に確認することが望ましい。

【自然公園法】国立公園等の使用許可、申請手続等について（所管省庁：環境省）

1 制度の概要

優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に、北海道から沖縄まで全国各地に国立公園、国定公園、都道府県立自然公園が指定されている。

※日本の国立公園（環境省 HP） <http://www.env.go.jp/park/index.html>

国立公園や国定公園は、自然環境の状況等に合わせて「特別保護地区」「特別地域」「海域公園地区」「普通地域」に分かれしており、自然を保護するために区域ごとに一定の行為を制限している。

特別保護地区 ⇒ 事前に申請し、環境大臣等の許可を受ける。（標準処理期間 1～3ヶ月程度）

工作物の新改築（仮設も含む）、木竹の伐採・損傷、植物の採取・損傷、動物の捕獲・殺傷、土石の採取、土地の形状変更、たき火、広告物の掲出、車馬や動力船の使用、航空機の着陸 等

特別地域 ⇒ 事前に申請し、環境大臣等の許可を受ける。（標準処理期間 1～3ヶ月程度）

工作物の新改築（仮設も含む）、木竹の伐採、高山植物等の環境大臣が指定した植物の採取、土石の採取、土地の形状変更、広告物の掲出 等

※指定区域のみ：車馬や動力船の使用、航空機の着陸 等

海域公園地区 ⇒ 事前に申請し、環境大臣等の許可を受ける。（標準処理期間 1～3ヶ月程度）

工作物の新改築（仮設も含む）、土石の採取、海底の形状変更、広告物の掲出 等

※指定区域のみ：熱帯魚や海藻等の環境大臣が指定した動植物の捕獲・採取、動力船の使用

普通地域 ⇒ 行為着手の 30 日前までに届出する。

大規模な工作物の新改築（仮設も含む）、土石の採取、土地の形状変更、広告物の掲出 等

ロケ撮影自体に規制はないが、撮影に合わせて上記のような行為を実施する場合は手続が必要な可能性があるのでご留意いただきたい。国立公園等の区域内かどうか、手続が必要かどうか、その他自然保护のために注意すべきこと等について、時間の余裕をもって下記問い合わせ先にご相談いただきたい。また、都道府県立自然公園における規制や手続については、各都道府県により異なるため、各都道府県の担当部局にご確認いただきたい。

なお、鳥獣保護区、生息地等保護区、自然環境保全地域等の他法令に基づく各種規制についても事前にご確認いただきたい。

2 申請・届出様式

各種行為についての申請様式、届出様式は以下からダウンロード可能であるため活用いただきたい。

※様式（環境省 HP） http://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html

（例：工作物の新改増築の場合）

様式第1（1）

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内 工作物の新（改、増）築許可申請書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第3項の規定により
国立公園の特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内における工作物の新（改、増）築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）

環境大臣 殿
(○○地方環境事務所長 殿)

目的			
場所			
行為地及びその付近の状況			
工作物の種類			
施 行 方 法	敷地面積		
	規模		
	構造		
	主要材料		
	外部の仕上げ及び色彩		
	関連行為の概要		
施行後の周辺の取扱			
予定日	着手	年	月
	完了	年	月
備考			

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「国立公園」の箇所には当該国立公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

3 問い合わせ先

- 環境省の各国立公園を担当する地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等
※事務所等一覧（環境省 HP） <http://www.env.go.jp/park/office.html>
- 各都道府県の自然公園担当部局等

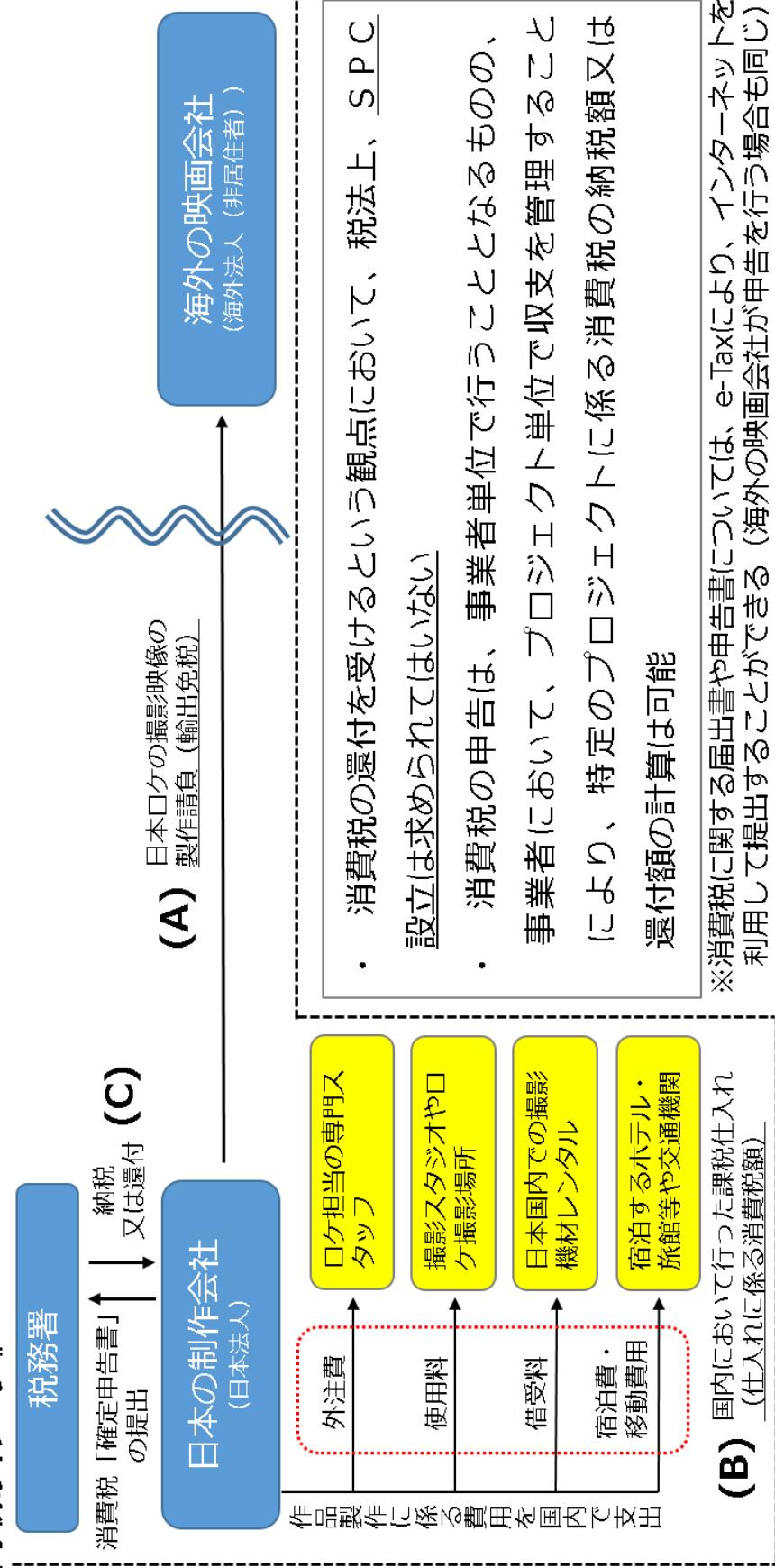
【消費税法】消費税の申告手続の概要（所管省庁：国税庁）

消費税の仕組み（日本ロケの撮影映像の製作を海外から請け負った場合の事例）

- 日本の制作会社が海外の映画会社（非居住者）から撮影映像の製作を請け負った場合、当該取引は消費税の「輸出免稅」に該当する。
- そのため、制作会社の消費税の申告において、「仕入れに係る消費税額」（B）が「売上に係る消費税額」（A）よりも多くなる場合には消費税還付（C）となる。

(A) 売上に係る消費税額 - (B) 仕入れに係る消費税額 = (C) 納税額（マイナスの場合は還付額）

《事例のイメージ》



映画・ドラマ「太陽は動かない」撮影における よっかいちFCと警察の連携事例

映画・ドラマの概要

日本の小説が映画・ドラマ化されたもの。
産業スパイ組織の2人の日本人諜報員が太陽エネルギー開発の機密情報を巡つて、各国のエージェント等と頭脳戦を繰り広げるスパイ映画

FCと警察の連携

- FCが製作作者から撮影場所の相談を受けた際、求められるイメージと一致するだけではなく、交通量が少なく、かつ、迂回路が確保できる場所を紹介し、道路交通への影響を最小限に止めた。
- 遠方に所在する製作者に代わり、FCが早期に警察を始めとする関係機関への事前相談を計画することにより、時間的余裕をもって円滑に調整がなされたことから、警察署においても合意形成を図るべき対象についてアドバイスするなど、ロケ撮影の実現に向けた適切な助言、情報提供が行えた。
- FCが撮影現場付近の企業等に対して、チラシによる事前告知を行うとともに、問い合わせに応じるなど、積極的な活動により合意形成を図った。

効 果

- 十分な協議時間を確保したことから、許可申請について書類の訂正等はなく、円滑な手続きに繋がった。
- FCによる主体的な合意形成により、撮影に対する苦情等はなく、円滑な撮影に繋がった。
- スタッフ等の宿泊、飲食等、地元への直接経済効果が生じた。
(新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により映画公開は延期)

撮影の状況



映画「唐人街探案3」撮影における 栃木県FCと警察の連携事例

映画の概要

中国の大ヒットシリーズの第三弾であり、天才的な頭脳を持つまじめな青年と破天荒なおじさんの探偵コンビが事件を解決していく様を描いた作品

FCと警察の連携

- 遠方に所在する製作者に代わり、FCが早期に警察を始めとする関係機関への事前相談を計画することにより、時間的余裕をもって円滑に調整がなされ、警察署においても、迂回路の確保等について適切な助言、情報提供が行えた。
- 合意形成を図る際、FCから製作者に対し、地域住民に対する周知のみならず、地元企業等に対しても問合せ先を明記したチラシを配布するようアドバイスするとともに、製作者と共同してチラシの配布活動を実施した。
- FCが製作者に対し、道路使用許可申請の手続についてアドバイスするとともに、申請に同行し、手續の支援を行った。

効 果

- 十分な協議時間を確保したことから、許可申請において書類の訂正等はなく、円滑な手続きに繋がった。
- 早期に地域住民の合意形成がなされたことから、撮影に対する苦情等はなく、円滑な撮影に繋がった。
- スタッフ等の宿泊、飲食等により、地元への直接経済効果が生じた。

撮影の状況



映画「見えない目撃者」撮影における 栃木県FCと警察の連携事例

映画の概要

目の見えない元警察官が視力以外の感覚を手掛かりに、女子高生連続殺人事件を追うスリラー映画

FCと警察の連携

- FCが、早期に地元警察等との事前相談の場を設けることにより、時間的余裕を持って円滑に調整がなされ、警察署において、撮影場所の具体的な代替案を提示するなど、ロケ撮影に向けて適切な助言が行えた。
- 爆発物を使用した撮影を実施するため、FCが製作者と共同して自治体、警察、消防のほか、撮影現場付近の企業、バス事業者、大学、警備会社を交えた合同説明会を実施して合意形成を図るとともに、警察からも交通規制の実施計画について説明し、関係者の理解促進を図った。
- 合同説明会に参加できなかった企業等に対し、FCが個別に訪問して撮影内容等を説明することにより、十分な合意形成を図った。

効 果

- 許可申請に関して、書類の訂正等はなく、円滑な手続きに繋がった。
- FCによる主体的な合意形成により、撮影に対する苦情等もなく、円滑な撮影に繋がった。
- スタッフ等の宿泊、飲食代等、地元への直接経済効果が生じるだけでなく、地元がロケ撮影現場となったことで、地元愛が深まったとの声が聞かれた。

撮影の状況



関係機関等と連携して警察が積極的に取り組んだ事例 (映画「AI崩壊」)

映画の概要

突如殺戮を始めた医療AIの暴走を止めるべく、AI開発者が奔走するサスペンス映画

警察による取組

FCを通じて製作者から、幹線道路を通行止めにして撮影を実施したいとの要望がなされたことから、広域的にわたる交通への影響も考慮して本部・警察署が連携し、以下の取組を実施。

- FCに対して交通量調査の実施について、その方法等を含め助言
- 交通量調査の結果を詳細に分析し、交通規制の可否やその期間を検討、長時間にわたる通行止めを実施
- 事前広報の範囲や対象についてFCに助言し、合意形成を促進
- 長期間にわたる通行止め規制となることを踏まえ、立て看板による事前周知及び迂回路の案内を行うなど、警察としても広報周知を実施

効 果

- 交通規制の実施に当たって、交通量調査の実施及び分析に基づき適切に実施した結果、付近道路での渋滞の発生はなく、苦情もなかった。
- 地域住民等の理解を得るに当たって、適切な助言を行った結果、撮影に対する苦情等もなく、円滑な撮影に繋がった。

撮影の状況

